

令和 8 年 3 月 2 日
四国電力送配電株式会社

＜特定計量制度関連＞

「特定計量制度および特定計量システムのご利用に伴うご説明資料」の更新等について

特定計量制度における計量値の収集にあたっては、次世代スマートメーターを活用した特定計量システムを通じてデータ収集することが国の審議会※にて整理され、令和 8 年 5 月から特定計量システムのご利用が可能となる予定です。（申込受付は同年 4 月に開始予定）

今般、特定計量システムの利用開始に先立ち、令和 7 年 9 月 30 日公表いたしました「特定計量制度および特定計量システム」の概要等をまとめたご説明資料を更新するとともに「機器点電力量提供に係る利用規約」を作成しておりますので、別紙のとおりご案内・公表いたします。

※ 次世代スマートメーター制度検討会等

【別紙】

- ・ 特定計量制度および特定計量システムのご利用に伴うご説明資料
- ・ 機器点電力量提供に係る利用規約

【問合せ先】

四国電力送配電株式会社 ネットワーク営業部
ネットワークサービスセンター 契約センター

Mail : tokuteikeiry@yonden.co.jp

受付時間 : 9:00～12:00、13:00～17:00

土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は除く

以上

特定計量制度および特定計量システム のご利用に伴うご説明資料

2026年3月

四国電力送配電株式会社

- 本資料は、2026年5月から特定計量システムの利用が可能になることを受け、受電点事業者向けに制度の趣旨や、特定計量システムの概要、特定計量システムを利用したサービスおよびサービスの申込方法等について説明を行なうものです。
(申込受付は同年4月に開始予定)
- なお、本資料は、2025年9月にお知らせした内容を更新（2026年3月上旬公開としていた章の追加および公開済みの内容の一部加除修正）のうえ、再公開するものです。

章	項目	頁
1-1.特定計量制度の概要	1-1-1.制度導入の背景および内容	5
1-2.特定計量システムの概要	1-2-1.特定計量システムの概要	6
	1-2-2.特定計量システムの利用にあたる費用負担について	7
1-3.特定計量システムを利用するサービスの分類およびスキーム	1-3-1.特定計量システムを利用するサービスの分類	8
	1-3-2.パターン1(需給調整市場における調整力の供出)の概要	9
	1-3-3.パターン2(機器点電力量提供サービス)の概要	10
	1-3-4.受電点・機器点の組合せ	11
2-1.特定計量システムの利用に際して遵守する関係規程類	2-1-1.特定計量システムの利用に際して遵守する関係規程類	13
2-2.特定計量システムの利用に際して必要となる技術要件	2-2-1.特定計量システムの利用に際して必要となる技術要件	14
3-1.特定計量システムの申込種別について	3-1-1.特定計量システムの申込種別について	16
3-2.新設申込みについて	3-2-1.新設申込みに際しての要件	17
	3-2-2.新設申込みに際しての留意点	18~21
	3-2-3.新設申込みに際してのお願い事項(機器点計量器等の設置)	22
	3-2-4.新設申込みの方法等	23~24
	3-2-5.新設申込みのフロー	25

章	項目	頁
3-3.廃止申込みについて	3-3-1.廃止申込みの方法等	26~27
	3-3-2.廃止申込みのフロー	28
3-4.登録情報変更申込みについて	3-4-1.登録情報変更申込みの方法等	29
	3-4-2.登録情報変更申込みのフロー	30
4-1.特定計量システムを用いたサービス内容	4-1-1.電力量算定の単位および提供桁数(全体)	32
	4-1-2.電力量の算定(パターン1)	33~34
	4-1-3.電力量の算定(パターン2)	35~36
	4-1-4.電力量の算定(同一特例計量器等でパターン1+パターン2を利用する場合)	37
	4-1-5.電力量データの提供(パターン1)	38
	4-1-6.電力量データの提供(パターン2)	39
5-1.特定計量システムのご利用に際して	5-1-1.サービス利用に際しての留意点(パターン1)	41~42
	5-1-2.サービス利用に際しての留意点(パターン1および2)	43
6-1.定義	6-1-1.用語の定義	45~46

1-1. 特定計量制度の概要

1-2. 特定計量システムの概要

1-3. 特定計量システムを利用するサービスの
分類およびスキーム

1-1-1. 制度導入の背景および内容

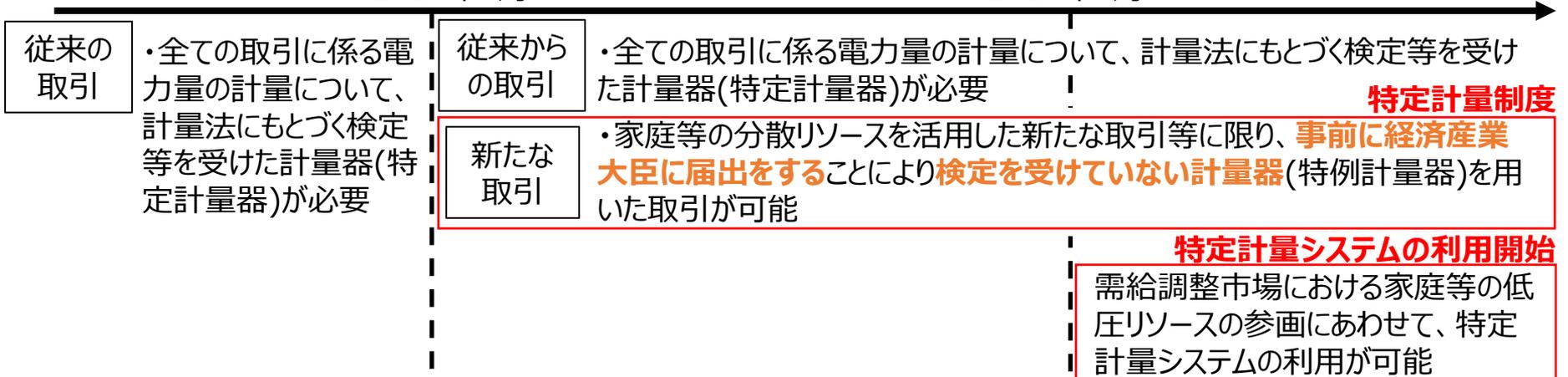
▶ 特定計量制度導入の背景

- 近年、家庭等の太陽光発電やEVなどの分散リソースの普及に伴い、リソースごとの取引やネガワット取引など、新たな取引ニーズが出現しています。また、このような取引に用いる電気計量について、リソースに付随する機器（パワーコンディショナー、EVの充放電設備など。以下「特例計量器」という。）の利用ニーズが高まっているところです。
- そこで、昨今の自然災害の頻発や、再生可能エネルギーの主力電源化等に対して、災害時の迅速な復旧や送配電網への円滑な投資、再生可能エネルギーの導入拡大等を図るために**2020年6月に「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」**において、電気計量制度の合理化を図る措置（＝特定計量制度）が盛り込まれました。
- 本制度は、家庭等の分散リソースを活用した新たな取引等に限り、事前に届出を行なった事業者に対し、適切な計量の実施を確保し、家庭等の需要者を保護する観点から、使用する特例計量器の精度の確保や需要者への説明を求め、その**届け出た電力量の取引等においては、特例計量器の計量値を使用することができるものです。**
- 計量値の収集にあたっては、次世代スマートメーターを活用した特定計量システムを通じてデータ収集することが、次世代スマートメーター制度検討会にて整理されました。なお、**特定計量システムは、2026年5月から利用可能となります。**（申込受付は同年4月に開始予定）

【経済産業省 資源エネルギー庁 HP】https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/measure/tokutei/index.html

2020年6月

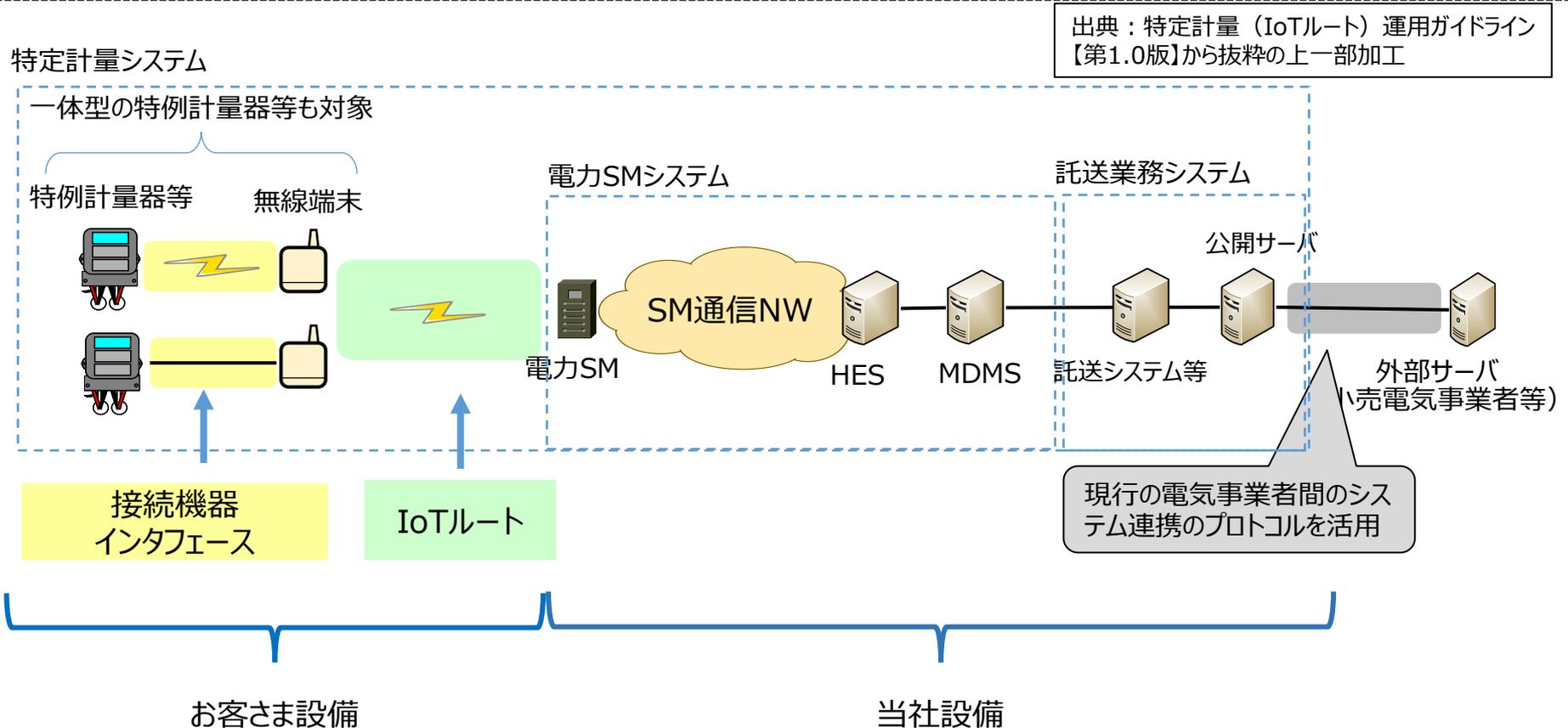
2026年5月



1-2-1. 特定計量システムの概要

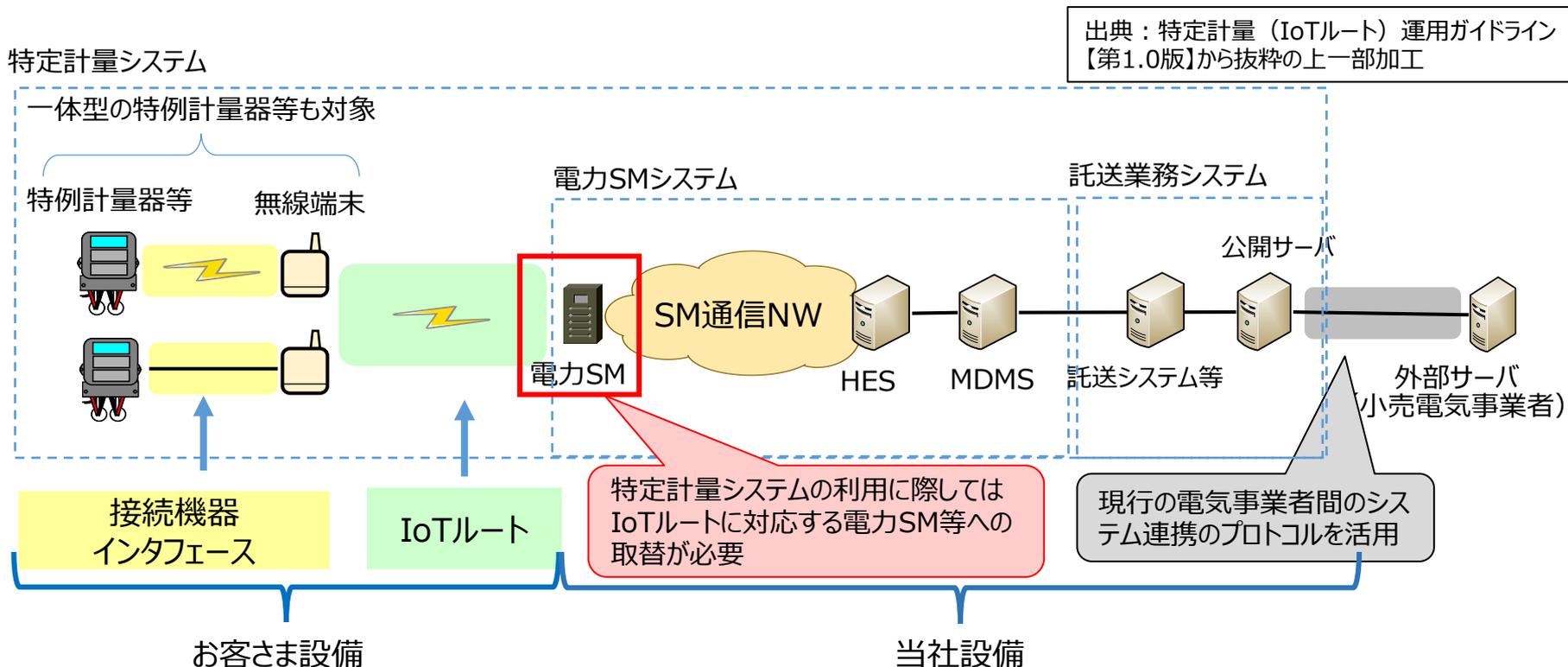
▶ 特定計量システムの構成

- 特定計量システムとは、電力SMシステムを介して特定計量制度にもとづく計量器の計量値の収集・提供を行なうものです。
- 特定計量システムは、2026年5月から開始となります。（申込受付は同年4月に開始予定）
※受電点が低圧の機器点を対象とする取引から開始となり、受電点が高圧の機器点を対象とする取引は2027年4月から対象となります。
- 詳細の構成イメージは以下のとおりです。



1-2-2. 特定計量システムの利用にあたる費用負担について

- 特定計量システムの利用にあたっては、IoTルートに対応する電力SM等へ取替する必要があります。
- なお、この場合、当社は**原則として受電点に設置する電力SM等の取替工事にかかる費用を申し受けます**。
- 特定計量システムの利用にあたって、IoTルートに対応する電力SM等の取替工事を実施した後に、**特定計量システムの利用申込みを取り下げた場合においても、当社は工事に要した費用を申し受けます**。
- また、工事前に特定計量システムの利用申込みを取り下げた場合において、**実際に設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量、監督、資材調達等に費用を要したときは、当社はその費用を申し受けます**。



8

1-3-1. 特定計量システムを利用するサービスの分類

■ 特定計量システムを利用するサービスには、需給調整市場における調整力の供出（以下「パターン1」という。）と機器点電力量提供サービス（以下「パターン2」という。）があります。

出典：特定計量（IoTルート）運用ガイドライン【第1.0版】から抜粋のうえ一部加工

（パターン1） 需給調整市場における調整力供出

【発電・放電リソースの場合】
機器点からの調整力供出分（下図の「20」）を把握するための調整力契約を、1需要場所ごとに締結し、その契約の中で調整力を供出する。

【需要負荷抑制の場合】
機器点での基準値（下図の「100」）を設定し、機器点での実測値（下図の「80」）との差分（下図の「20」）を、調整力の量として把握する調整力契約を、1需要場所ごとに締結し、調整力を供出する。

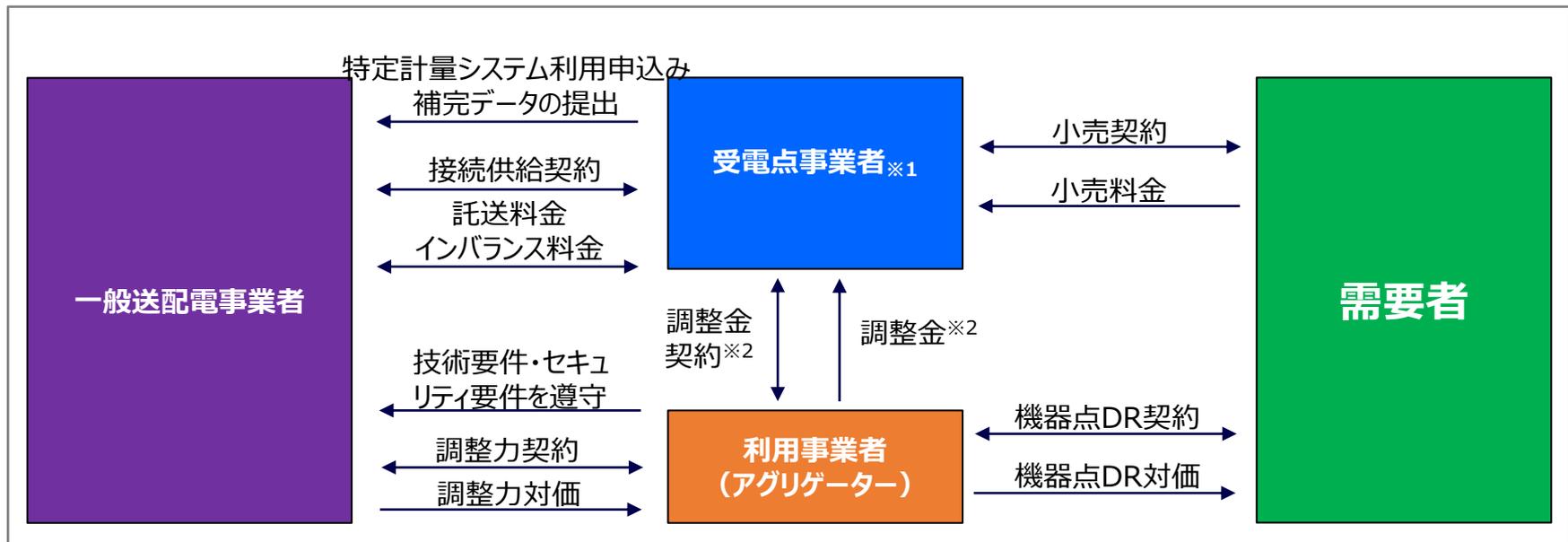
（パターン2） 機器点電力量提供

当社は、機器点の計量値を受電点事業者へ提供し、サービス提供事業者は、需要者および受電点事業者の同意を取得した上で、当該受電点事業者から機器点の計量値を受け取り、需要者へサービスを提供する。

1-3-2.パターン1（需給調整市場における調整力供出）の概要

- 需給調整市場における調整力の供出のために、当社が受電点に設置する電力SMを経由して取得した機器点の計量値を活用することをいいます。
- 特定計量システムの開始・終了等の申込みは、当該機器点の属する供給地点にて接続供給契約を締結している受電点事業者から当社に行なっていただきます。
- 当社と利用事業者（アグリゲーター）の間では調整力契約を締結します。
- 受電点事業者と利用事業者（アグリゲーター）の間では、必要に応じて、調整力の供出に伴う便益を調整するための調整金契約を締結します。

➤ パターン1における各事業者の関係（イメージ）



※1 パターン1の場合、受電点事業者に対しては機器点電力量の提供は行なわない

※2 従来のネガワット調整金と同様の仕組みとなる。

1-3-3.パターン2(機器点電力量提供サービス)の概要

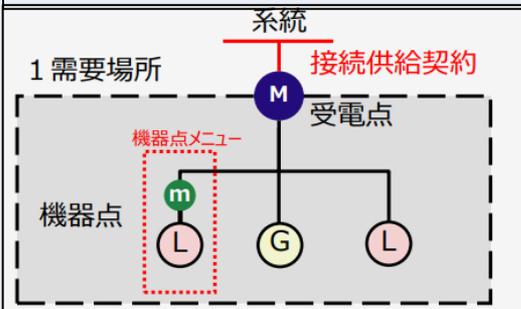
- 当社が受電点に設置する電力SMを経由して取得した機器点の計量値(順潮流の計量値に限る)を、受電点事業者へ提供することをいいます。
- 特定計量システムの開始・終了等の申込みは、当該機器点の属する供給地点にて接続供給契約を締結している受電点事業者から当社に行なっていただきます。
- 受電点事業者と利用事業者(サービス提供事業者)が異なる場合、利用事業者(サービス提供事業者)は需要者および受電点事業者の同意を取得した上で、受電点事業者から機器点の計量値を受け取る必要があります。

出典：特定計量（IoTルート）運用ガイドライン【第1.0版】から抜粋のうえ一部加工

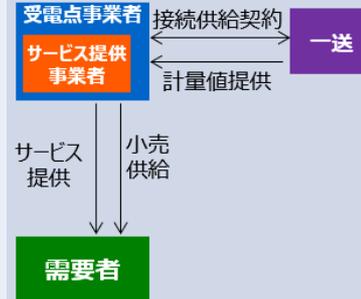
受電点事業者とサービス提供事業者が同一の場合

次世代スマートメーターを経由して取得した機器点の計量値を、当社から受電点事業者へ提供し、当該受電点事業者が機器点の計量値を用いた小売料金メニュー等を需要者へ提供するケース。

1 需要場所 1 引込N計量1契約



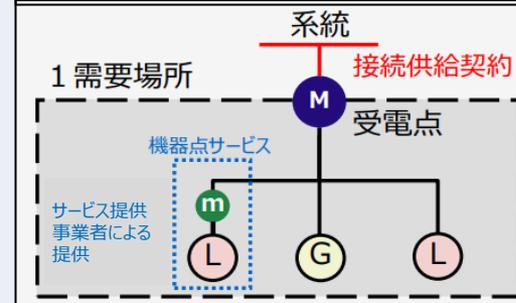
受電点事業者とサービス提供事業者が同一の場合



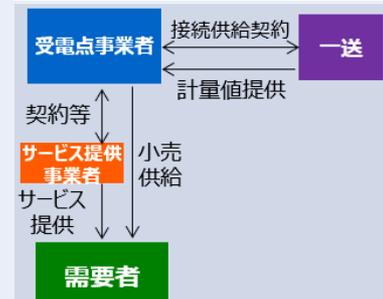
受電点事業者とサービス提供事業者が連携する場合

次世代スマートメーターを経由して取得した機器点の計量値を、当社は受電点事業者へと提供し、サービス提供事業者は、需要者および受電点事業者の同意を取得した上で、当該受電点事業者から機器点の計量値を受け取り、需要者へサービスを提供するケース。

1 需要場所 1 引込N計量1契約



受電点事業者とサービス提供事業者が連携する場合



1-3-4.受電点・機器点の組合せ

- 各サービスにおける電力SMと特例計量器等の組合せは下表のとおりです。
- 1 供給地点ごとに接続可能な特例計量器等の台数は4 台までといたします。

凡例： 高圧 低圧

出典：特定計量（IoTルート）運用ガイドライン【第1.0版】から抜粋のうえ一部加工

電圧区分	パターン1	パターン2
受電点 = 高圧以上 機器点 = 高圧	電力 SM <ul style="list-style-type: none"> 特例計量器等① (発電・需要) 特例計量器等② (発電・需要) 特例計量器等③ (発電・需要) 特例計量器等④ (発電・需要) 	電力 SM <ul style="list-style-type: none"> 特例計量器等① (需要) 特例計量器等② (需要) 特例計量器等③ (需要) 特例計量器等④ (需要)
受電点 = 高圧以上 機器点 = 高・低圧	電力 SM <ul style="list-style-type: none"> 特例計量器等① (発電・需要) 特例計量器等② (発電・需要) <li style="background-color: #fff9c4;">特例計量器等③ (発電・需要) <li style="background-color: #fff9c4;">特例計量器等④ (発電・需要) 	電力 SM <ul style="list-style-type: none"> 特例計量器等① (需要) 特例計量器等② (需要) <li style="background-color: #fff9c4;">特例計量器等③ (需要) <li style="background-color: #fff9c4;">特例計量器等④ (需要)
受電点 = 低圧 機器点 = 低圧	電力 SM <ul style="list-style-type: none"> <li style="background-color: #fff9c4;">特例計量器等① (発電・需要) <li style="background-color: #fff9c4;">特例計量器等② (発電・需要) <li style="background-color: #fff9c4;">特例計量器等③ (発電・需要) <li style="background-color: #fff9c4;">特例計量器等④ (発電・需要) 	電力 SM <ul style="list-style-type: none"> <li style="background-color: #fff9c4;">特例計量器等① (需要) <li style="background-color: #fff9c4;">特例計量器等② (需要) <li style="background-color: #fff9c4;">特例計量器等③ (需要) <li style="background-color: #fff9c4;">特例計量器等④ (需要)

2-1. 特定計量システムの利用に際して遵守する
関係規程類

2-2. 特定計量システムの利用に際して必要となる
技術要件

2-1-1. 特定計量システムの利用に際して遵守する関係規程類

➤ 特定計量の開始に際しての経済産業大臣への届出

- 特定計量制度の利用にあたっては、事前に経済産業大臣への届出が必要となります。
- 経済産業大臣への届出に関する詳細については、経済産業省のHPをご確認ください。

【経済産業省 資源エネルギー庁 HP】 https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/measure/tokutei/index.html#p05

➤ 特定計量システムの利用に際して遵守する規程等

- 特定計量システムの利用に際しては、サービスにより以下の規約を遵守していただく必要があります。

サービス	規程
パターン 1	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定計量制度に係るガイドライン https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/pdf/tokuteikeiryoguideline.pdf ● 特定計量(IoTルート)運用ガイドライン【第1.0版】 https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/jisedai_smart_meter/pdf/20220531_4.pdf ● 特定計量システム外部接続基準・ガイドライン 完成次第公表 ● 取引規程(需給調整市場) https://www.eprx.or.jp/outline/announcement.html
パターン 2	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定計量制度に係るガイドライン https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/pdf/tokuteikeiryoguideline.pdf ● 特定計量(IoTルート)運用ガイドライン【第1.0版】 https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/jisedai_smart_meter/pdf/20220531_4.pdf ● 特定計量システム外部接続基準・ガイドライン 完成次第公表 ● 機器点電力量提供に係る利用規約 別紙「機器点電力量提供に係る利用規約」参照

2-2-1. 特定計量システムの利用に際して必要となる技術要件

- 特定計量システムの利用に際して、特定計量システム外部接続基準・ガイドラインに記載する技術要件を満たしていただきます。
- 必要となる技術要件については、13ページに掲載しておりますリンク先から当該基準・ガイドラインをご参照ください。
- なお、特定計量システムの利用にあたって、当該基準・ガイドラインには当社と利用事業者の間で必要な合意事項が記載されており、当該合意事項について利用事業者から承諾をさせていただきます。
- また、特定計量システムに関するセキュリティインシデント等の発生時における当社との連絡窓口については受電点事業者にご担当いただきます。

当社と利用事業者の間で必要な合意形成

当社

セキュリティインシデント等
発生時の連絡

受電点事業者

当社との必要な合意形成
に関する承諾

利用事業者

特定計量システム申込み

3-1. 特定計量システムの申込種別について

3-2. 新設申込みにについて

3-3. 廃止申込みにについて

3-4. 登録情報変更申込みにについて

3-1-1. 特定計量システムの申込種別について

■ 各種申込みパターンの例は以下のとおりです。

申込種別	具体的な申込みケース
新設申込が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> 新たに特定計量システムの利用を開始したい場合（同一供給地点において新たに機器点を追加したい場合を含む） 受電点契約スイッチング（以下「SW」という。）後も引き続き特定計量システムを利用したい場合（申込者はSW後の受電点事業者となる） 受電点契約再点に伴い再度特定計量システムを利用したい場合
廃止申込が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> 特定計量システムの利用を終了したい場合（同一供給地点にある複数機器点の内、一部機器点の利用を終了したい場合を含む）
廃止申込と新設申込の両方が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> 特例計量器等や無線端末等の設備取替を実施する場合 例：無線端末を取り替える場合、利用中機器点の廃止申込の上、新規ご利用開始申込が必要となります（新規ご利用開始申込の際に、無線端末ID等を取替後の情報に更新してください）。 サービスの変更を行なう場合（「パターン1⇒パターン2」、「パターン2⇒パターン1」） 例：「パターン1」から「パターン2」に利用サービスを変更したい場合、利用中機器点の廃止申込の上、パターン2の新規ご利用開始申込が必要となります。 パターン1において機器点リソースの種類を変更する場合（「需要のみ⇒発電のみ」、「発電のみ⇒需要のみ」） 例：「需要のみ」から「発電のみ」に機器点リソースの種類を変更したい場合、利用中機器点の廃止申込の上、新規ご利用開始申込が必要となります（新規ご利用開始申込の際に、『機器点リソースの種類』の項目は「発電のみ」をご選択ください）。
登録情報変更申込が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> 連絡先が変更となる場合 認証パスワードが変更となる場合 サービスの追加または一部廃止をする場合（「パターン1⇒パターン1+パターン2」、「パターン1+パターン2⇒パターン2」等） パターン1において機器点リソースの種類を追加または一部廃止する場合（「需要のみ⇒需要+発電」、「需要+発電⇒発電のみ」等）

3-2-1.新設申込みに際しての要件

- 新設申込みにあたり、主な利用要件は以下のとおりです。
- その他詳細な利用要件については、13ページに掲載しておりますリンク先から「取引規程(需給調整市場)」または「機器点電力量値提供に係る利用規約」をご参照ください。

<主な利用要件>

- 受電点事業者がサービスの利用申込みを行なうこと。
- 「特定計量制度に係るガイドライン」、「特定計量(IoTルート)運用ガイドライン」にもとづく機器点計量器等が設置されること。また、経済産業大臣へ必要な届出を実施済みであること。
- パターン1に該当する場合は、以下の要件も遵守していただく必要があります。
 - ・当社が受電点事業者または取引会員へ本サービスの利用に必要な需要者または発電者に関する事項について提供することおよび当社が提供を受けることについて需要者および発電者が承諾していること。
 - ・受電点事業者、取引会員、需要者、発電者が関係法令および関係ガイドラインを遵守すること。
- なお、パターン2に該当する場合は、以下の要件も遵守していただく必要があります。
 - ・受電点事業者が需要者および利用事業者から機器点電力量提供に係る利用規約の遵守について承諾をえていること。
 - ・当社が本サービスの利用に必要な機器点使用電力量等の情報を受電点事業者に対して提供することおよび受電点事業者から受領することについて需要者が承諾していること。
 - ・受電点事業者、需要者および利用事業者が関係法令および関係ガイドラインを遵守すること。

3-2-2.新設申込みに際しての留意点

▶ 利用申込みに際しての留意点

- 利用申込みにあたり、主な留意点は以下のとおりです。
- その他詳細な留意点については、13ページに掲載しておりますリンク先から「取引規程(需給調整市場)」または「機器点電力量提供に係る利用規約」をご参照ください。

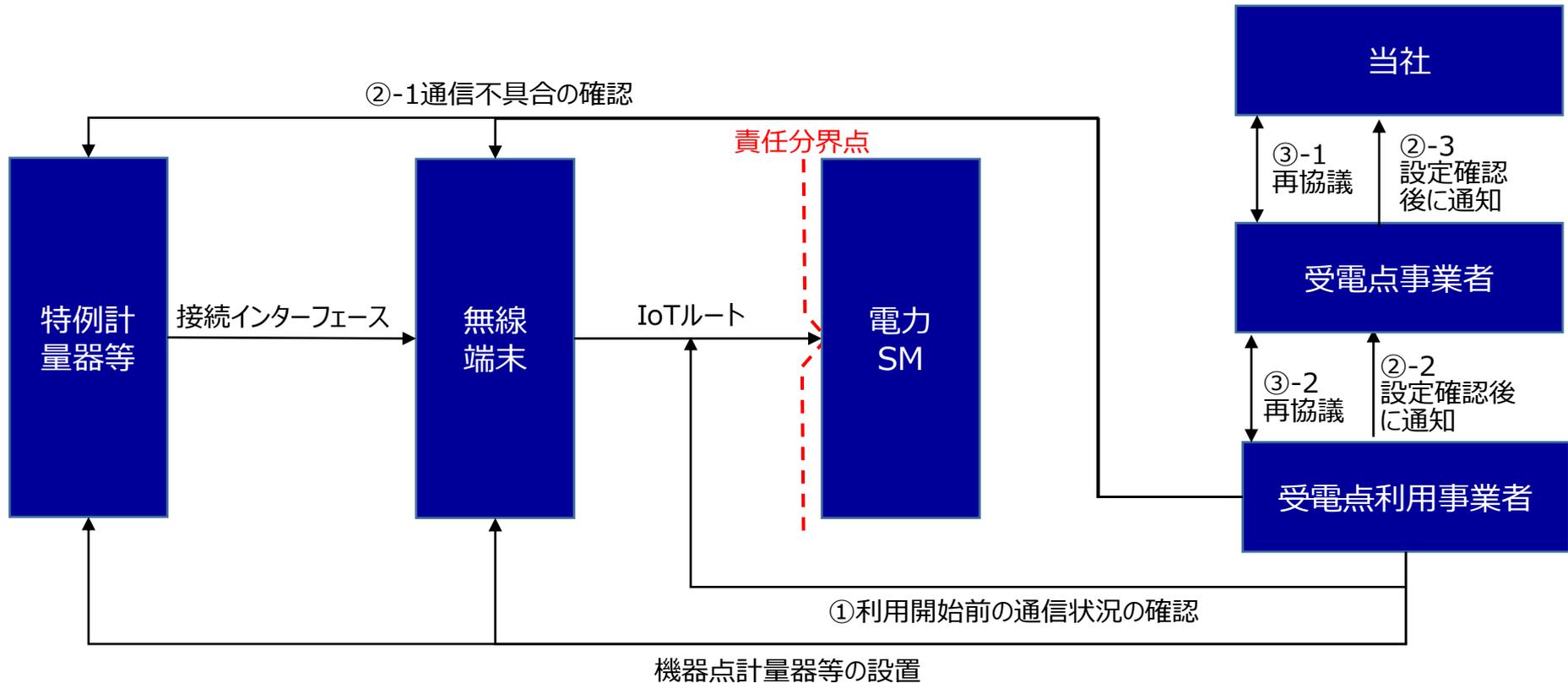
<主な留意点>

- サービス成立までお時間をいただく場合について
サービスの申込み後、本サービスの成立までにお時間を頂戴する場合があります。その際は、受電点事業者に対し事前にお知らせいたします。(例：IoTルートに対応するスマートメーターの在庫が不足している場合など)
- 申込みをお断りする条件
ご利用に際し、以下の条件に該当する場合は、サービスの提供をお断りさせていただくことがあります。
 - ・自動検針の対象外の地点である場合
 - ・IoTルートへ接続するために必要な当社機器が取替できない場合
 - ・IoTルートに対応する計量器のラインナップが無い場合
 - ・その他当社が本サービスを提供できないと判断した場合
- 不具合発生時の対応
当社が設置した計量器またはネットワークに不具合があり、本サービスをご利用いただけない旨の連絡をいただいた場合、当社は速やかに適切な措置を講じます。なお、措置を講じた場合でも、不具合が解消されないことがあります。
- 予備送電サービスにおける計量器の設置台数
常時の接続送電サービスとは異なる電力SMで予備送電サービスを計量している場合であっても、接続可能な特例計量器等の台数は4台までとします。
- 分割接続供給等の地点における申込み
分割接続供給等の地点は、原則として、需要追随供給者からの申込みとさせていただきます。

3-2-2.新設申込みに際しての留意点

<通信確認における主な留意事項>

- ① 開始希望日の2営業日前までにIoTルートを開通させるため、受電点事業者は利用事業者と連携いただき、利用事業者はサービス提供開始までの期間で通信状況をご確認いただくこと。
- ② 通信の不具合が発生した場合、受電点事業者は、本サービスを利用するために必要な特例計量器等・無線端末・その他付随して必要となる全ての機器等に故障や設定の誤りがないことを確認し、本サービスの利用ができない場合に当社にその旨を通知いただくこと。
- ③ ②の対応状況によっては必要に応じて当社とサービス提供開始日を再協議すること。



3-2-2. 機器点の新設申込みに際しての留意点(パターン1)

- 以下のパターン1参入条件に該当していない場合、機器点でパターン1として需給調整市場へ参入することはできません。
- 以下のパターン1参入条件は受電点事業者からIoTルート開通申込をいただいた時点で確認し、**いずれかの条件**に該当していないことを確認した場合は**受付をお断りさせていただきます**。
- なお、需給調整市場参入の際の事前審査でも、パターン1参入条件に該当していないことを確認いたします。
- 詳細な参入条件は「取引規程(需給調整市場)」を参照ください。

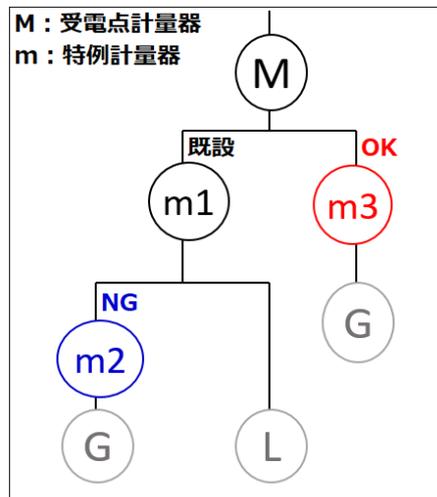
▶ パターン1参入条件

1. 受電点で託送供給等約款に定める需要抑制量調整供給契約を実施していないこと
2. 受電点で需給調整市場へ参入していないこと
3. 受電点で余力活用に関する契約を締結していないこと
4. 本申込みにおける機器点が再生可能エネルギーの固定価格買取制度で取引する電力量を用いていないことおよび、再生可能エネルギーの固定価格買取制度で取引する電力量と調整電力量の切り分けができない配線になっていないこと
5. (本申込における機器点電圧が低圧かつ、受電点電圧が低圧の場合) 受電点で発電量調整供給契約を締結している場合、需要バランシンググループで代表者契約の選任または選任を予定していないこと
6. (本申込における機器点電圧が低圧かつ、受電点電圧が低圧の場合) 受電点で発電量調整供給契約を締結している場合、発電バランシンググループと需要バランシンググループが同一事業者であること
7. 受電点に属する機器点が複数ある場合、すべての機器点の特定計量器等が並列接続となっていること

3-2-2. 機器点の新設申込みに際しての留意点(パターン1)

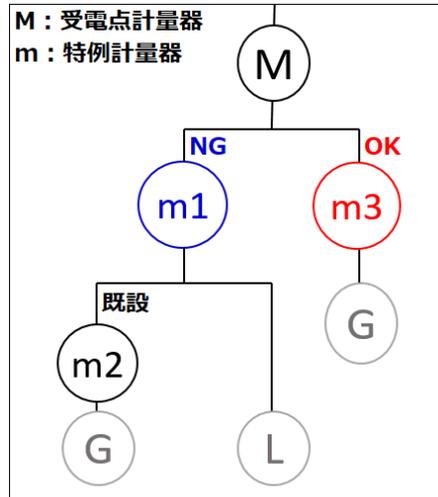
- パターン1参加条件「7.受電点に属する機器点が複数ある場合、すべての機器点の特定計量器等が並列接続となっていること。」について、参加可となるケース、参加不可となるケースについては以下のとおりです。

【m1が既設の場合】



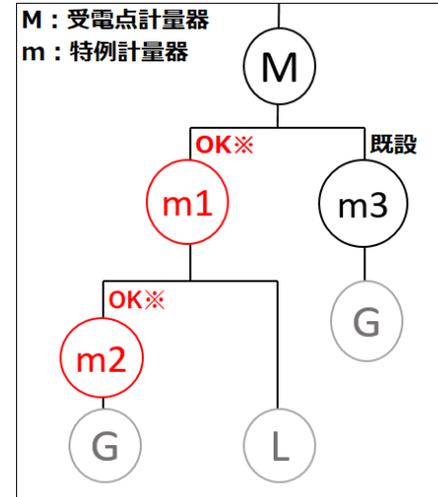
m1 : 既設
m2 : m1と並列接続ではなく、直列接続となっているため**参加NG**
m3 : m1と並列接続であるため**参加OK**

【m2が既設の場合】



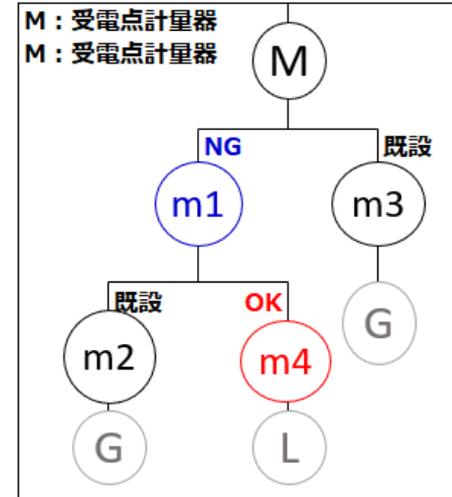
m1 : m2と並列接続ではなく、直列接続となっているため**参加NG**
m2 : 既設
m3 : m2と並列接続であるため**参加OK**

【m3が既設の場合】



m1 : m3と並列接続であるため**参加OK**
m2 : m3と並列接続であるため**参加OK**
m3 : 既設
※m1とm2両方の設置は**参加NG**

【m2とm3が既設の場合】



m1 : m3とは並列であるが、m2とは並列でないため**参加NG**
m2 : 既設
m3 : 既設
m4 : m2、m3両方と並列接続であるため**参加OK**

3-2-3.新設申込みに際してのお願い事項(機器点計量器等の設置)

- 利用申込みは、IoTルート開通作業を円滑に実施するため、原則、機器点計量器等の設置後に実施してください。
- また、無線端末の設置場所については、以下を参照のうえ通信が到達できる箇所へ設置してください。

出典：特定計量（IoTルート）運用ガイドライン【第1.0版】から抜粋

■ 推奨される無線端末の設置場所

○920MHz帯無線方式「Wi-SUN Enhanced HAN方式」

- 電力SMからの距離が近く、壁等の遮蔽物が少ない場所（部屋）への設置が望ましい。
 - 電力SMと無線端末の距離が離れたり、間に遮蔽物があると、信号は減衰する場合がある。
 - 金属や断熱材の遮蔽物は減衰が大きい場合がある。
- 無線端末設置場所において電波強度を測定した場合、Wi-SUN Allianceが定める受信感度である-88dBm以上の通信強度が確保されることが求められる。
- 利用事業者は、無線端末設置場所を電力SM設置場所との関係からより強い電波強度が得られる場所に設置することを推奨する。

3-2-4.新設申込みの方法等

➤ 新設申込みと申込み方法

- 新設申込みは、新たに機器点で特定計量システムの利用を希望する際に必要となる申込みです。(具体的な申込みパターンは3-1-1“特定計量システムの申込種別について”を参照)
- 申込みにあたっては、あらかじめ希望するサービスに応じて、「取引規程(需給調整市場)」または「機器点電力量提供に係る利用規約」に同意のうえ、当社所定の様式により受付システムから申込みいただく必要があります。なお、申込みは、**機器点単位**でいただくものとします。(例：1 供給地点に4つの機器点の新設を希望する場合は、申込みを4件いただく必要があります。)
- 機器点計量器等が設置済みの前提で、**回線使用開始希望日の10営業日前まで**に申込みをいただく必要があります。
※特定計量システムの利用に際して、IoTルートに対応するスマートメーターへ取替が必要となる場合等、10営業日までに申込みをいただいたとしても回線使用開始希望日に使用開始できない場合があります。
- 申込みにあたり、ご不明な点がありましたら、当社問い合わせ先にお問合せください。

特定計量システム利用申込書

四国電力送配電株式会社 御中 申込日 202X年XX月XX日

特定計量システムの利用開始・廃止・登録情報変更申込書

■同意事項

①パターン1を申込みする場合は「需給調整市場に係る取引規程」に、パターン2を申込みする場合は「機器点電力量提供に係る利用規約」に同意の上、申込みしていること。
②パターン1を申込みする場合は「需給調整市場に係る取引規程」における需要者または発電者に関する事項について需要者および発電者に承諾を得ており、パターン2を申込みする場合は「機器点電力量提供に係る利用規約」における需要者に関する事項について需要者に承諾を得ていること。
③パターン1を申込みする場合は需要者または発電者の名称、住所、機器点特定番号、機器点電力量、その他需給調整市場に係る取引規程において必要となる需要者または発電者の情報について、四国電力送配電が取引会員または小売電気事業者へ提供することおよび取引会員または小売電気事業者から四国電力送配電が提供を受けることに対して、需要者および発電者に承諾を得ていること。パターン2を申込みする場合は需要者の名称、住所、機器点特定番号、機器点電力量、その他機器点電力量提供に係る利用規約において必要となる需要者の情報について、四国電力送配電が小売電気事業者へ提供することまたは小売電気事業者から四国電力送配電が提供を受けることに対して、需要者に承諾を得ていること。
④四国電力送配電株式会社から求めた場合は、需要者または発電者が②および③について同意したことが確認できる契約書等における規定が確認できる箇所を写しを提出すること。
⑤分割供給地点の場合は、原則として需要者送給者である小売電気事業者からの申込であること。

上記同意事項への同意有無(選択してください。)

■需給調整市場参入に必要な条件(パターン1をお申込みの場合)

①受電点が需要抑制BG(類型①)に属していないこと
②受電点が需給調整市場へ参入していないこと
③受電点で余力活用に関する契約を締結していないこと
④機器点のリソースがFIT電源ではないこと
⑤低圧機器点(受電点電圧が低圧かつ、機器点参入するリソース)かつ需給調整市場の場合、発電BGと需要BGが同一事業者であること
⑥低圧機器点(受電点電圧が低圧かつ、機器点参入するリソース)かつ需給調整市場の場合、需要BGで代表契約者制度を適用していないこと
⑦同一受電点に属する機器点がある他の全ての特別計量器等と並列接続となっていること

上記参入条件への充足有無(選択してください。)

■申込内容

- ・廃止申込の場合は、黄色箇所のみ記載ください。
- ・登録情報変更申込の場合は、黄色箇所に加えて変更がある青色箇所を記載ください。
- ・パターン2を申込みの場合は、※項目は記載不要です。

需要者名

新設申込み時に必要となる情報 (変更可能性有)		
需要者名	無線端末ID/認証ID(14桁)	設置予定日
需要場所住所	認証パスワード(16桁)	小売電気事業者名
供給地点特定番号	使用電圧	小売事業者コード
受電地点特定番号	計器性能	小売事業者の連絡先
開始希望日	機器点リソースの種類	利用事業者名
申込内容	変圧器ロス率	利用事業者の連絡先
利用用途	精度階級	需要抑制BGコード
特例計量器ID(14桁)	特例計量器・無線端末等の設置状況	発電BGコード

3-2-4.新設申込みの方法等

➤ 新設申込みを行なう際の注意事項

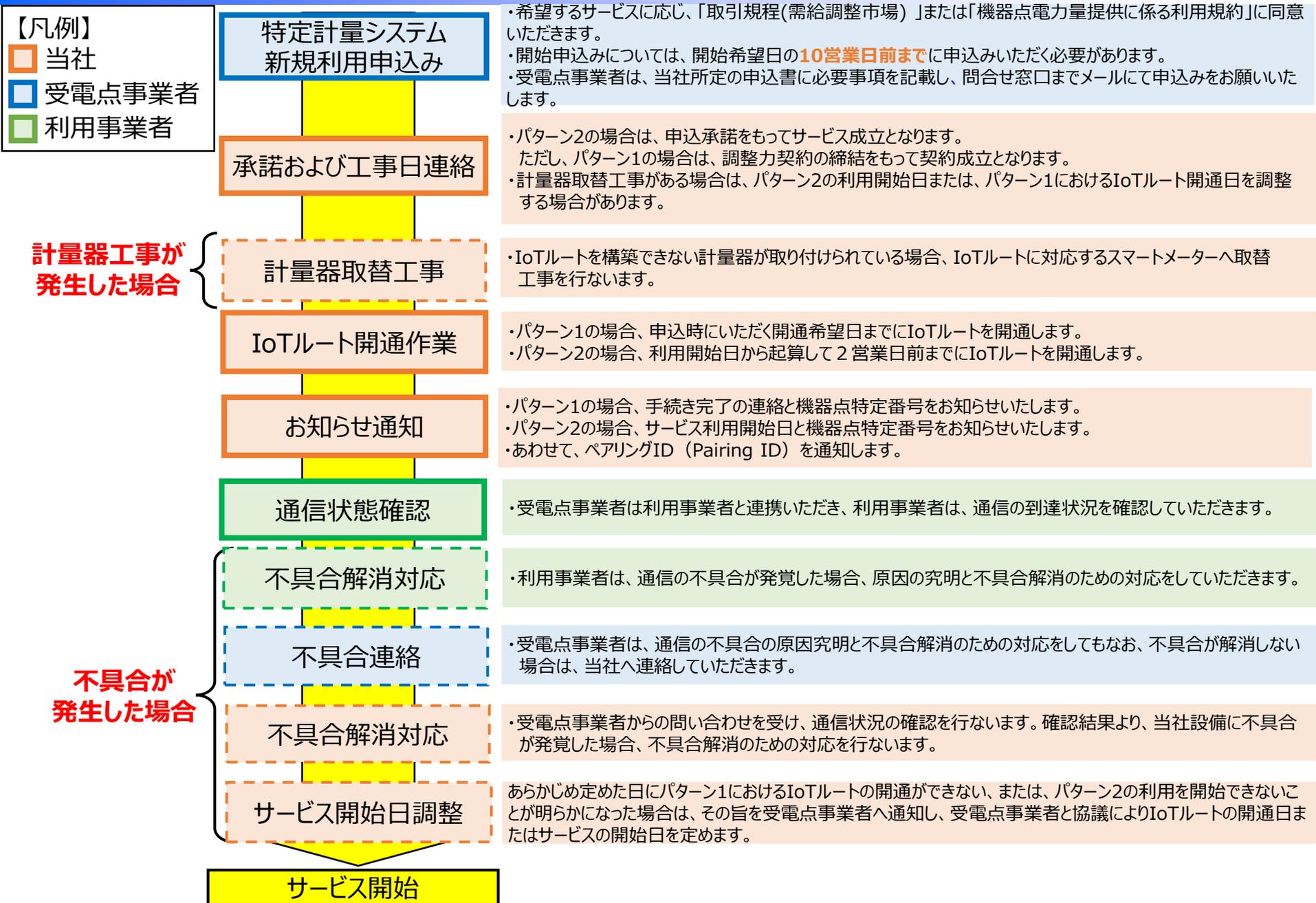
- 分割接続供給等により1地点に複数受電点事業者が存在する場合、原則として、需要追随供給者からの申込みとさせていただきます。
- パターン1の場合、受電点事業者からの特定計量システムの利用申込みに加え、アグリゲーターから調整力契約の申込みも実施いただく必要があります。
- 本サービスの利用が開始される前に申込みの取下げを希望する場合は、当社へすみやかに連絡いただく必要があります。
- また、本サービスの利用開始前に調整力契約申込みの取下げを希望する場合は、特定計量システムの利用申込みについても、取下げの連絡を当社へすみやかにいただく必要があります。

パターン1の場合に必要な申込み



※調整力契約の申込取下げ時は、受電点事業者から特定計量システムの利用申込みについて取下げが必要となります。

3-2-5.新設申込みのフロー



3-3-1.廃止申込みの方法等

➤ 廃止申込みと申込み方法

- 廃止申込みとは、特定計量システムの利用終了や特例計量器等および無線端末を取替する場合、またはサービス変更等の際に必要な申込みです。(具体的な申込パターンは3-1-1“特定計量システムの申込種別について”を参照)
- 申込みにあたっては、当社所定の様式により受付システムから、**終了希望日の10営業日前まで**に申込みをいただく必要があります。なお、申込みは**機器点単位**でいただくものとします。(例：1供給地点に4つの機器点が存在する場合で、全ての機器点を廃止したい場合は、申込みを4件いただく必要があります。)
- 申込みにあたり、ご不明な点がありましたら、当社問い合わせ先にお問い合わせください。

特定計量システム廃止申込書

四国電力送配電株式会社 御中	申込日 202X年XX月XX日
特定計量システムの利用開始・廃止・登録情報変更申込書	
<p>■同意事項</p> <p>①パターン1を申込みする場合は「需給調整市場に係る取引規程」に、パターン2を申込みする場合は「機器点電力重提供に係る利用規約」に同意の上、申込みしていること。</p> <p>②パターン1を申込みする場合は「需給調整市場に係る取引規程」における需要者または発電者に関する事項について需要者および発電者に承諾を得ており、パターン2を申込みする場合は「機器点電力重提供に係る利用規約」における需要者に関する事項について需要者に承諾を得ていること。</p> <p>③パターン1を申込みする場合は需要者または発電者の名称、住所、機器点特定番号、機器点電力量、その他需給調整市場に係る取引規程において必要となる需要者または発電者の情報について、四国電力送配電が取引会員または小売電気事業者へ提供することおよび取引会員または小売電気事業者から四国電力送配電が提供を受けることに対して、需要者および発電者に承諾を得ていること、パターン2を申込みする場合は需要者の名称、住所、機器点特定番号、機器点電力量、その他機器点電力重提供に係る利用規約において必要となる需要者の情報について、四国電力送配電が小売電気事業者へ提供することまたは小売電気事業者から四国電力送配電が提供を受けることに対して、需要者に承諾を得ていること。</p> <p>④四国電力送配電株式会社から求めた場合は、需要者または発電者が②および③について同意したことが確認できる契約書等における規定が確認できる箇所の写しを提出すること。</p> <p>⑤分割供給地点の場合は、原則として需要者追従供給者である小売電気事業者からの申込であること。</p>	
上記同意事項への同意有無(選択してください。)	
<p>■需給調整市場参入に必要な条件(パターン1をお申込みの場合)</p> <p>①受電点が必要抑制BG(類型別)に属していないこと</p> <p>②受電点で需給調整市場へ参入していないこと</p> <p>③受電点で余力活用に関する契約を締結していないこと</p> <p>④機器点のリソースがIT電源ではないこと</p> <p>⑤低圧機器点(受電点電圧が低圧かつ、機器点参入するリソース)かつ発調契約有の場合、発電BGと需要BGが同一事業者であること</p> <p>⑥低圧機器点(受電点電圧が低圧かつ、機器点参入するリソース)かつ発調契約有の場合、需要BGで代表契約者制度を適用していないこと</p> <p>⑦同一受電点に属する機器点が他の全ての特例計量器等と並列接続となっていること</p>	
上記参入条件への充足有無(選択してください。)	
<p>■申込内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃止申込の場合は、黄色箇所のみ記載ください。 ・登録情報変更申込の場合は、黄色箇所に加えて変更がある青色箇所を記載ください。 ・パターン2を申込みの場合は、※項目は記載不要です。 	
需要者名	

廃止申込み時に必要となる情報(変更可能性有)

需要者名	小売電気事業者名
廃止希望日	小売電気事業者コード
申込内容	小売電気事業者の連絡先
機器点特定番号	—

3-3-1.廃止申込みの方法等

➤ 廃止申込みの際の注意事項

- パターン1の場合、受電点事業者からの特定計量システムの廃止申込みに加え、アグリゲーターから調整力契約に関する変更またはリソースの削除申込みを実施いただく必要があります。
- 本サービスが廃止となる前に申込みの取下げを希望する場合は、当社へすみやかに連絡いただく必要があります。

パターン1の場合に必要な申込み

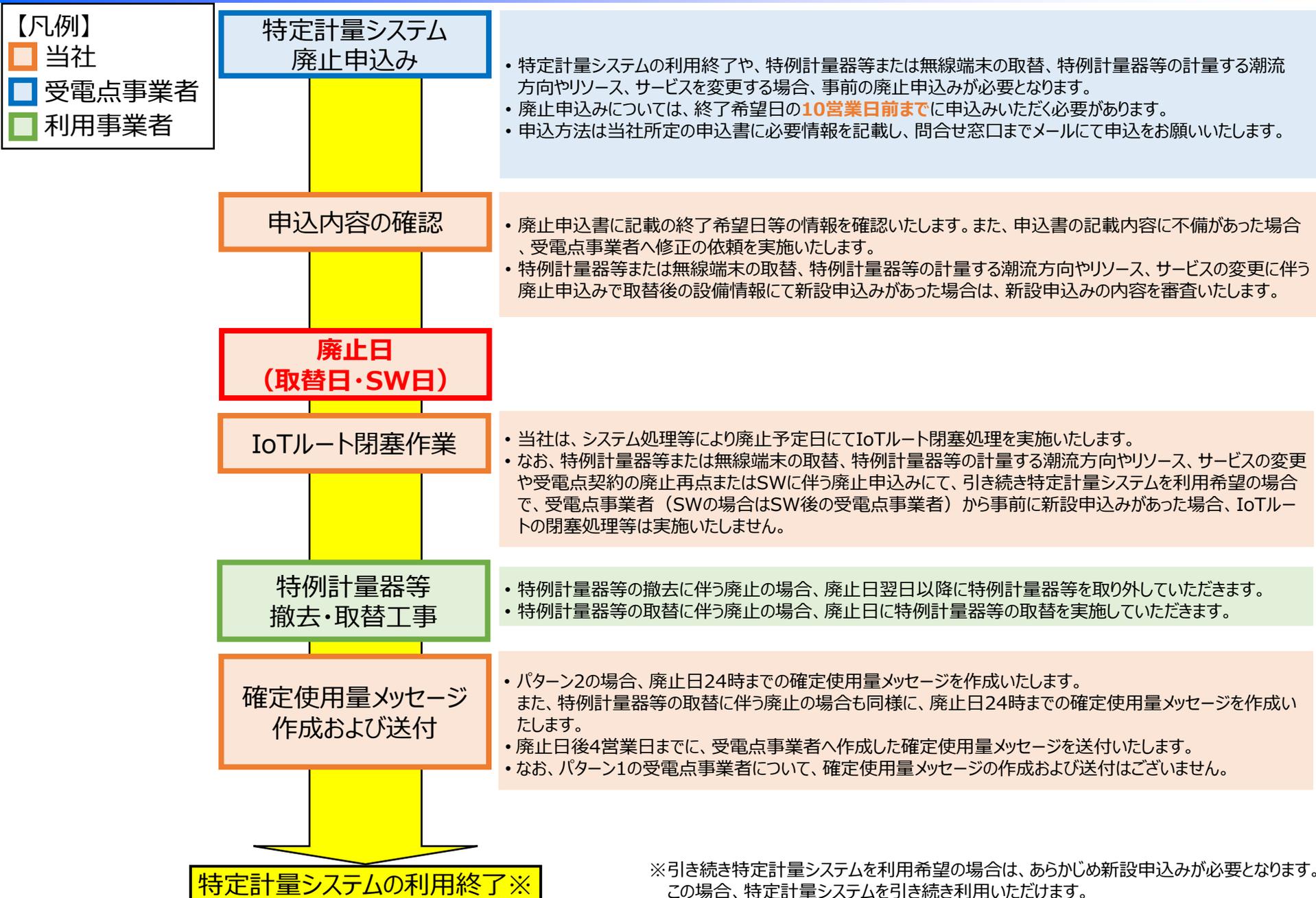


➤ 受電点託送契約の廃止またはSW時の扱い

- 受電点における託送契約の廃止またはSWにあわせ、特定計量システムの利用を終了させていただく場合があり、この場合は、受電点事業者からの廃止申込みは不要です。
- なお、再点またはSW後も、引き続き特定計量システムを利用する場合は、新設申込みが必要となります。

廃止・SWする託送契約	特定計量システムの利用を終了するサービス
接続供給契約	パターン1・2
発電量調整供給契約	パターン1 (同一機器点でパターン1・2の利用がある場合において、パターン2は終了しません。)

3-3-2.廃止申込みのフロー



3-4-1.登録情報変更申込みの方法等

登録情報変更申込みと申込み方法

- 登録情報変更申込みとは**受電点の契約情報に変更がなく、本サービス内容に変更が生じる場合**に必要となる申込みです。(具体的な申込みパターンは3-1-1“特定計量システムの申込種別について”を参照)
- 申込みにあたっては、当社所定の様式により、受付システムから **3営業日前までに**あらかじめ申込みをいただく必要があります。なお、申込みは**機器点単位**でいただくものとします。
(例：1供給地点に4つの機器点が存在する場合で、全ての機器点の登録名義を変更したい場合は、申込みを4件いただく必要があります。)
- 申込みにあたり、ご不明な点がございましたら、当社問い合わせ先にお問合せください。

特定計量システム登録情報変更申込書

四国電力送配電株式会社 御中	申込日 2020年00月00日
特定計量システムの利用開始・廃止・登録情報変更申込書	
<p>■同意事項</p> <p>①パターン1を申込みする場合は「需給調整市場に係る取引規程」に、パターン2を申込みする場合は「機器点電力重提供に係る利用規約」に同意の上、申込みしていること。</p> <p>②パターン1を申込みする場合は「需給調整市場に係る取引規程」における需要者または発電者に関する事項について需要者および発電者に承諾を得ておし、パターン2を申込みする場合は「機器点電力重提供に係る利用規約」における需要者に関する事項について需要者に承諾を得ていること。</p> <p>③パターン1を申込みする場合は需要者または発電者の名称、住所、機器点特定番号、機器点電力量、その他需給調整市場に係る取引規程において必要となる需要者または発電者の情報について、四国電力送配電が取引会員または小売電気事業者へ提供することおよび取引会員または小売電気事業者から四国電力送配電が提供を受けることに対して、需要者および発電者に承諾を得ていること。パターン2を申込みする場合は需要者の名称、住所、機器点特定番号、機器点電力量、その他機器点電力重提供に係る利用規約において必要となる需要者の情報について、四国電力送配電が小売電気事業者へ提供することまたは小売電気事業者から四国電力送配電が提供を受けることに対して、需要者に承諾を得ていること。</p> <p>④四国電力送配電株式会社から求めた場合は、需要者または発電者が①および②について同意したことが確認できる契約書等における規定が確認できる箇所の手写しを提出すること。</p> <p>⑤分割供給地点の場合は、原則として需要者追従供給者である小売電気事業者からの申込であること。</p>	
上記同意事項への同意有無(選択してください。)	
<p>■需給調整市場参入に必要な条件(パターン1をお申込みの場合)</p> <p>①受電点が需要抑制(BG(種類)②)に属していないこと</p> <p>②受電点が需給調整市場へ参入していないこと</p> <p>③受電点で余力活用に関する契約を締結していないこと</p> <p>④機器点のラインスがIT電源ではないこと</p> <p>⑤低圧機器点(受電点電圧が低圧かつ、機器点参入するラインスかつ需給調整有の場合、発電BGと需要BGが同一事業者であること)</p> <p>⑥低圧機器点(受電点電圧が低圧かつ、機器点参入するラインスかつ需給調整有の場合、需要BGで代表契約者制度を適用していないこと)</p> <p>⑦同一受電点に係る機器点が他の全ての特別計量器等と並列接続となっていること</p>	
上記参入条件への充足有無(選択してください。)	
<p>■申込内容</p> <p>・廃止申込の場合は、黄色箇所のみ記載ください。</p> <p>・登録情報変更申込の場合は、黄色箇所に加えて変更がある緑色箇所を記載ください。</p> <p>・パターン2を申込みの場合は、※項目は記載不要です。</p>	
需要者名	

登録情報変更申込み時に必要となる情報 (変更可能性有)

需要者名	変更内容
登録情報変更希望日	小売電気事業者名
機器点特定番号	小売電気事業者コード
申込内容	小売電気事業者の連絡先

3-4-2.登録情報変更申込みのフロー

【凡例】

■ 当社

■ 受電点事業者

特定計量システム
登録情報変更申込み

・変更希望日の3営業日前までに、当社所定の申込書に必要事項を記載し、受付システムから申込みを行なっていただく必要があります。

申込受付連絡

・申込みに不備が無いことを確認次第、当社より受付完了の連絡をいたします。

サービス追加のご案内

・すでに特定計量システムによるサービス利用中機器点に、パターン1もしくはパターン2のサービスを追加する申込みの場合、サービスの新設に準じたご案内をします。

登録情報変更を実施※

・当社内で登録しているお客さまの各種情報を、申込内容に則して変更いたします。

登録情報変更完了

サービス利用中の機器点にパターン1もしくはパターン2のサービスを追加する場合

※登録情報変更の申込みでは、当社側での工事は実施しません。

次世代スマートメーターへの取替等の施工が必要となる申込みの場合は、新設の取り扱いをご確認ください。

4-1. 特定計量システムを用いたサービス内容

4-1-1. 電力量算定の単位および提供桁数（全体）

➤ 電力量の算定

- 電力量の算定単位は機器点単位とします。
- 当社から受電点事業者に対しての特例計量器等の30分値提供桁数は、電力広域的運営推進機関にて定める電気事業者間のシステム連携に係る規格等に従い、以下のとおりとします。（なお、パターン1での提供については取引規程を参照。）

機器点の電圧区分	特例計量器等の30分電力量提供桁数※1
機器点低圧※2	最大6桁（小数点以下含む）
機器点高圧※3	最大6桁（整数のみ）

- ※1 特例計量器等から無線端末へ9桁（整数6桁・小数3桁）で連携。無線端末で8桁（整数5桁・小数3桁）へ変換（上1桁目を削除）し、電力SMシステムへ連携。最大6桁に変換し公開サーバ経由で、受電点事業者へ提供。（受電点事業者に提供するのはパターン2のみとなります。）
- ※2 機器点における電圧が600ボルト（直流の場合、750ボルトとする。）以下のもの。
- ※3 機器点における電圧が600ボルト（直流の場合、750ボルトとする。）を超えるもの。

➤ 欠測補完

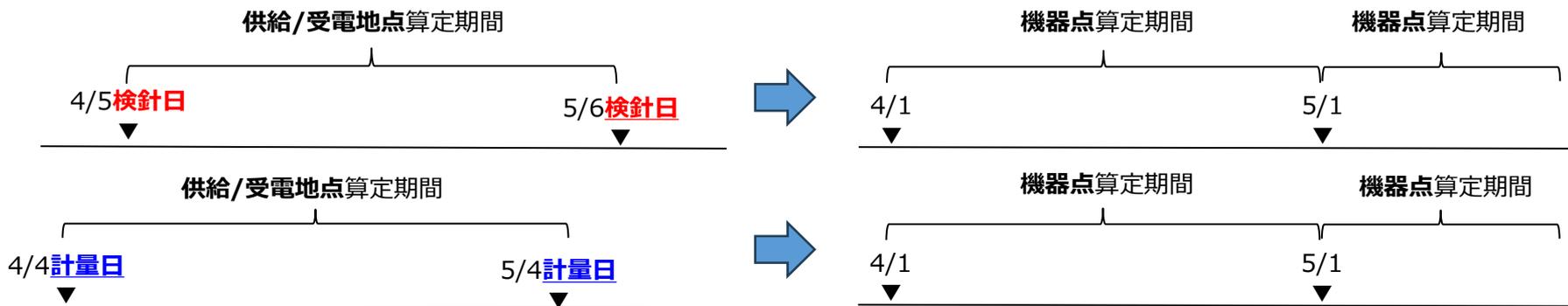
- パターン1において、受電点事業者にて欠測補完対応が必要となります。
- パターン2において、欠測補完対応は実施いたしません。

4-1-2. 電力量の算定（パターン1）

- 機器点電力量の算定期間は、供給/受電地点の算定期間にかかわらず、原則として前月1日から前月末日までとなります。
- ただし、パターン1を新たに開始する場合の機器点電力量の算定期間は、調整力活用の開始日から当該月の末日までの期間となります。
- また、パターン1を終了する場合の機器点電力量の算定期間は、当月1日から調整力活用の終了日までの期間となります。

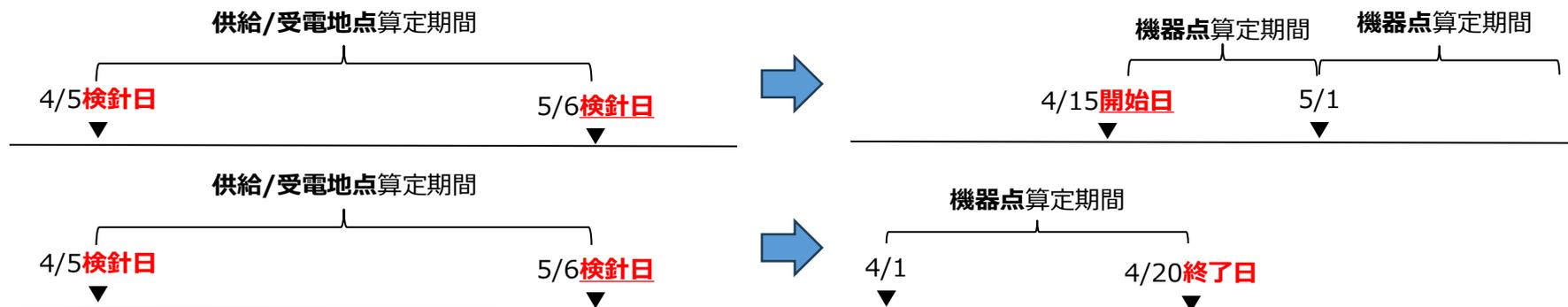
<通常ケース：月内に開始・終了等が発生していない場合>

機器点電力量の算定期間は、前月1日から前月末日（**供給地点・受電地点の算定期間を問わない**）



<例外ケース：月内に開始または終了等が発生した場合>

※以下、4/15にパターン1を開始するケースおよび4/20にパターン1を終了するケースを示す



4-1-2.電力量の算定（パターン1）

- 機器点電力量は、機器点ごとに、30分ごとに算定します。
- ただし、IoTルートを介して当社へ伝送された検針データが欠測の場合、当社は受電点事業者へ当該欠測を補完するデータの提出を依頼し、当該欠測の解消を行いません。（解消方法の詳細については5-1-1 “サービス利用に際しての留意点（パターン1）”をご確認ください）
- なお、当社が定める期日までに補完データの提出が無い場合、当社は当該欠測コマの機器点電力量を24時間フラットプロファイリングにより均等配分補正し算定します。
- また、長期間にわたる欠測等により均等配分補正が実施できない場合、当該欠測コマの機器点電力量は0 kWhとして取り扱います。

出典：特定計量（IoTルート）運用ガイドライン【第1.0版】から抜粋

2-2 特定計量システムにおける主な運用ルール

■ 特定計量システムにおける主な運用のルールは以下のとおり

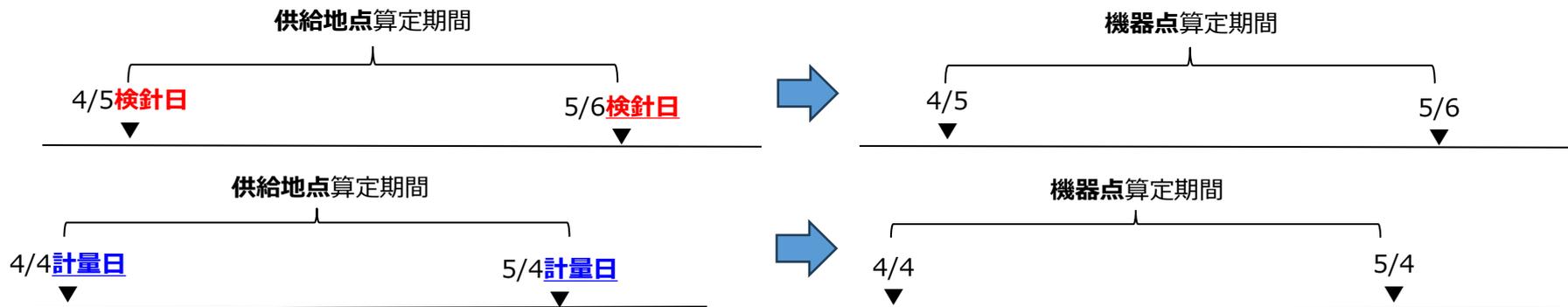
- 無線端末は、定期的に特例計量器等から検針データを収集・蓄積し、定期的に電力SMシステムに送信する。
※ 無線端末のIoTルート経由の通信は、HESとの通信に限定し、その他のドメイン(他の無線端末-電力SM間のIoTルートも含む)との直接的な通信はすべて遮断すること。
- 無線端末は、電力SMシステムからの要求により、蓄積した検針データを電力SMシステムに送信する。
- 電力SMシステムで収集した特例計量器等の検針データは、託送業務システムに送信される。
※ IoTルートの開通前（特例計量器等の取付時～初回30分値連携まで）及び、解約後（特例計量器等の最終30分値連携後～撤去時）の特例計量器等の電力量及び取付・撤去時の指示数は、検針データに含まず、提供データの対象外とする。
- 託送業務システムに送信された計量データ等は、電気事業者間のシステム連携の Protokol を活用して、小売電気事業者等に提供することとする。
- 需給調整市場における調整力の供出については、一送から調整力提供事業者に対して、需給調整市場システム等を用いて、リスト・パターン単位で月一回確定値（30分値）の調整力実績を提供することとする。
※ 差分計量及び速報値（30分電力量、日毎30分電力量）の提供は行わない
- 機器点の計量値を活用したサービス提供を希望する場合には、一送から小売電気事業者に対して、公開サーバを用いて、月一回確定値（30分値）を提供することとする。
※ 差分計量及び速報値（30分電力量、日毎30分電力量）の提供は行わない
- なお無線端末は、機器点事業者の所有するハンディターミナル等を活用した無線通信により検針データを取得（取り出し）できるものとする。
※ 無線端末の不具合等により検針データが欠測となった場合、使用用途に応じて以下の対応が必要となる。
・需給調整市場における調整力の供出：受電点事業者から一送へメール等により補完データを提出する（ただし、一送の定める期日までに補完データが提出されなかった場合、一送は当該コマの均等配分補正を行い、均等配分補正が実施できないときは、当該コマの電力量は0kWhとみなす）
・機器点計量を活用したサービス提供：受電点事業者による補完データの提出は不要とし、当該コマは欠測のまま一送から受電点事業者へ確定値を提供する

4-1-3.電力量の算定（パターン2）

- 機器点使用電力量の算定期間は、原則として供給地点における接続送電サービス料金の算定期間と同一となります。
- ただし、パターン2を新たに開始する場合の機器点使用電力量の算定期間は、開始日から供給地点における直後の検針日または計量日の前日までの期間となります。
- また、パターン2を終了する場合の機器点使用電力量の算定期間は、供給地点における直前の検針日または計量日から機器点使用電力量の算定終了日までの期間となります。

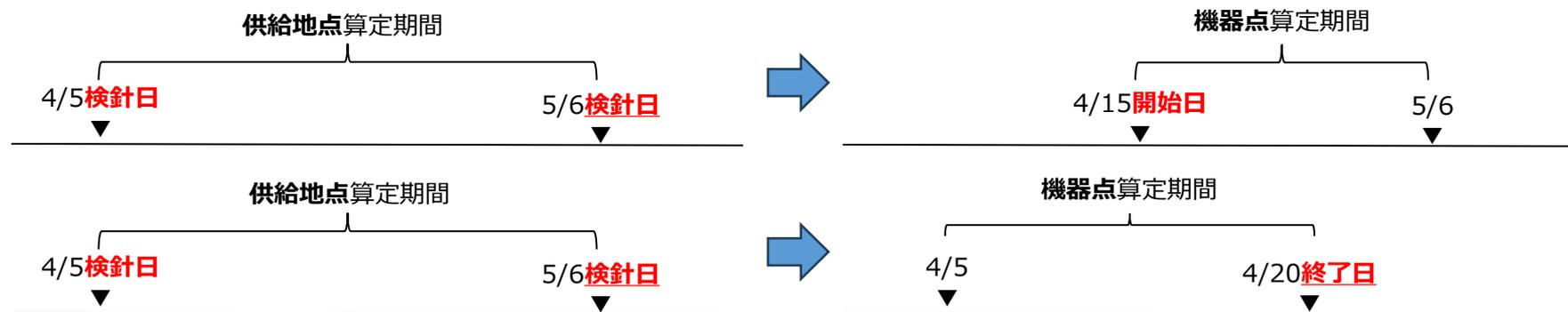
<通常ケース：月内に開始・終了等が発生していない場合>

機器点使用電力量の算定期間は、供給地点と同様（供給地点・機器点の電圧区分の違いは問わない）



<例外ケース：月内に開始または終了等が発生した場合>

※以下、4/15にパターン2を開始するケースおよび4/20にパターン2を終了するケースを示す



4-1-3.電力量の算定（パターン2）

- 機器点使用電力量は、機器点ごとに、30分ごとに算定します。
- ただし、IoTルートを介して当社へ伝送された検針データが欠測の場合、当該欠測に係る時刻の電力量は欠測として取り扱いします。

出典：特定計量（IoTルート）運用ガイドライン【第1.0版】から抜粋

2-2 特定計量システムにおける主な運用ルール

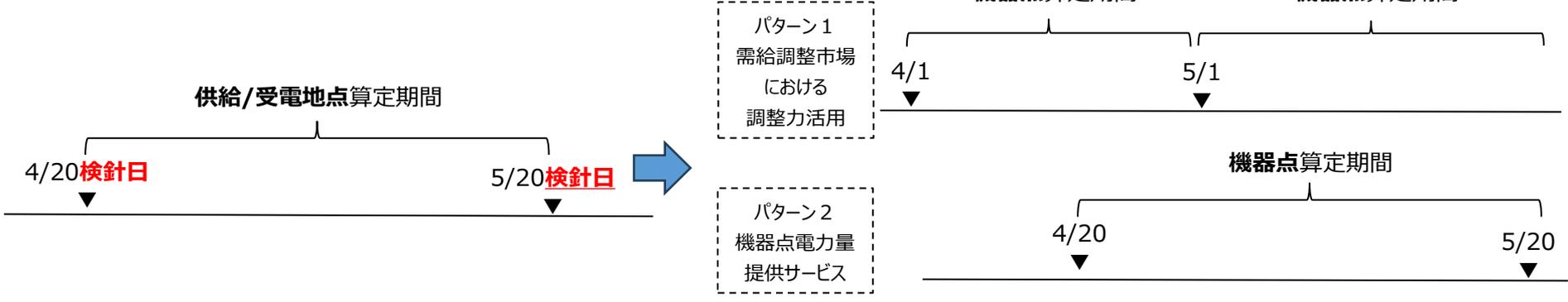
■ 特定計量システムにおける主な運用のルールは以下のとおり

- 無線端末は、定期的に特例計量器等から検針データを収集・蓄積し、定期的に電力SMシステムに送信する。
 - ※ 無線端末のIoTルート経由の通信は、HESとの通信に限定し、その他のドメイン(他の無線端末-電力SM間のIoTルートも含む)との直接的な通信はすべて遮断すること。
- 無線端末は、電力SMシステムからの要求により、蓄積した検針データを電力SMシステムに送信する。
- 電力SMシステムで収集した特例計量器等の検針データは、託送業務システムに送信される。
 - ※ IoTルートの開通前（特例計量器等の取付時～初回30分値連携まで）及び、解約後（特例計量器等の最終30分値連携後～撤去時）の特例計量器等の電力量及び取付・撤去時の指示数は、検針データに含まず、提供データの対象外とする。
- 託送業務システムに送信された計量データ等は、電気事業者間のシステム連携の Protokol を活用して、小売電気事業者等に提供することとする。
- 需給調整市場における調整力の供出については、一送から調整力提供事業者に対して、需給調整市場システム等を用いて、リスト・パターン単位で月一回確定値（30分値）の調整力実績を提供することとする。
 - ※ 差分計量及び速報値（30分電力量、日毎30分電力量）の提供は行わない
- 機器点の計量値を活用したサービス提供を希望する場合には、一送から小売電気事業者に対して、公開サーバを用いて、月一回確定値（30分値）を提供することとする。
 - ※ 差分計量及び速報値（30分電力量、日毎30分電力量）の提供は行わない
- なお無線端末は、機器点事業者の所有するハンディターミナル等を活用した無線通信により検針データを取得（取り出し）できるものとする。
 - ※ 無線端末の不具合等により検針データが欠測となった場合、使用用途に応じて以下の対応が必要となる。
 - ・需給調整市場における調整力の供出：受電点事業者から一送へメール等により補完データを提出する（ただし、一送の定める期日まで補完データが提出されなかった場合、一送は当該コマの均等配分補正を行い、均等配分補正が実施できないときは、当該コマの電力量は0kWhとみなす）
 - ・機器点計量を活用したサービス提供：受電点事業者による補完データの提出は不要とし、当該コマは欠測のまま一送から受電点事業者へ確定値を提供する

4-1-4.電力量の算定（同一機器点でパターン1 + パターン2を実施する場合）

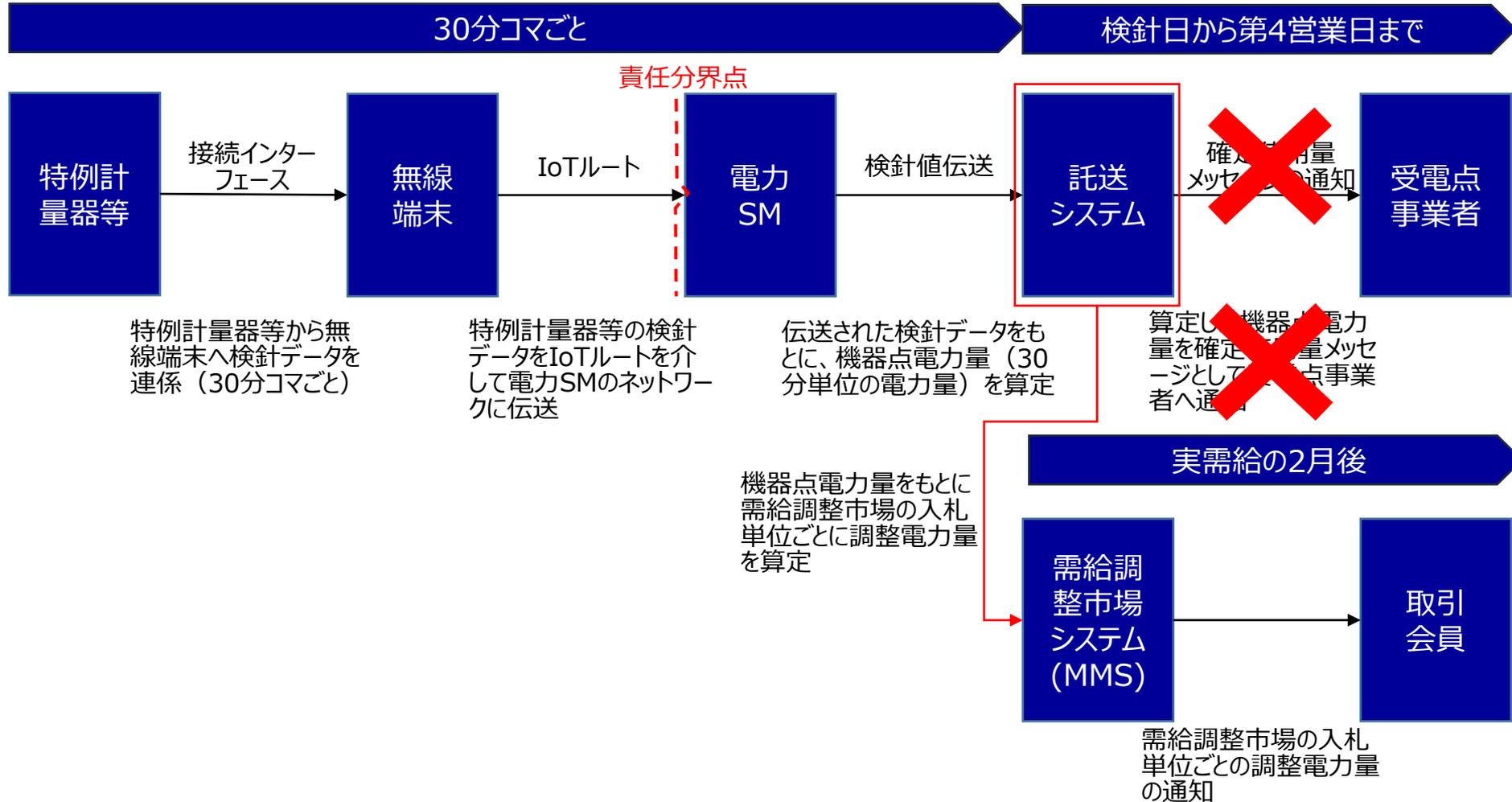
■ 機器点電力量の算定は、4-1-2“電力量の算定(パターン1)”および4-1-3“電力量の算定(パターン2)”それぞれにもとづいて実施します。

➤ 機器点電力量の算定期間



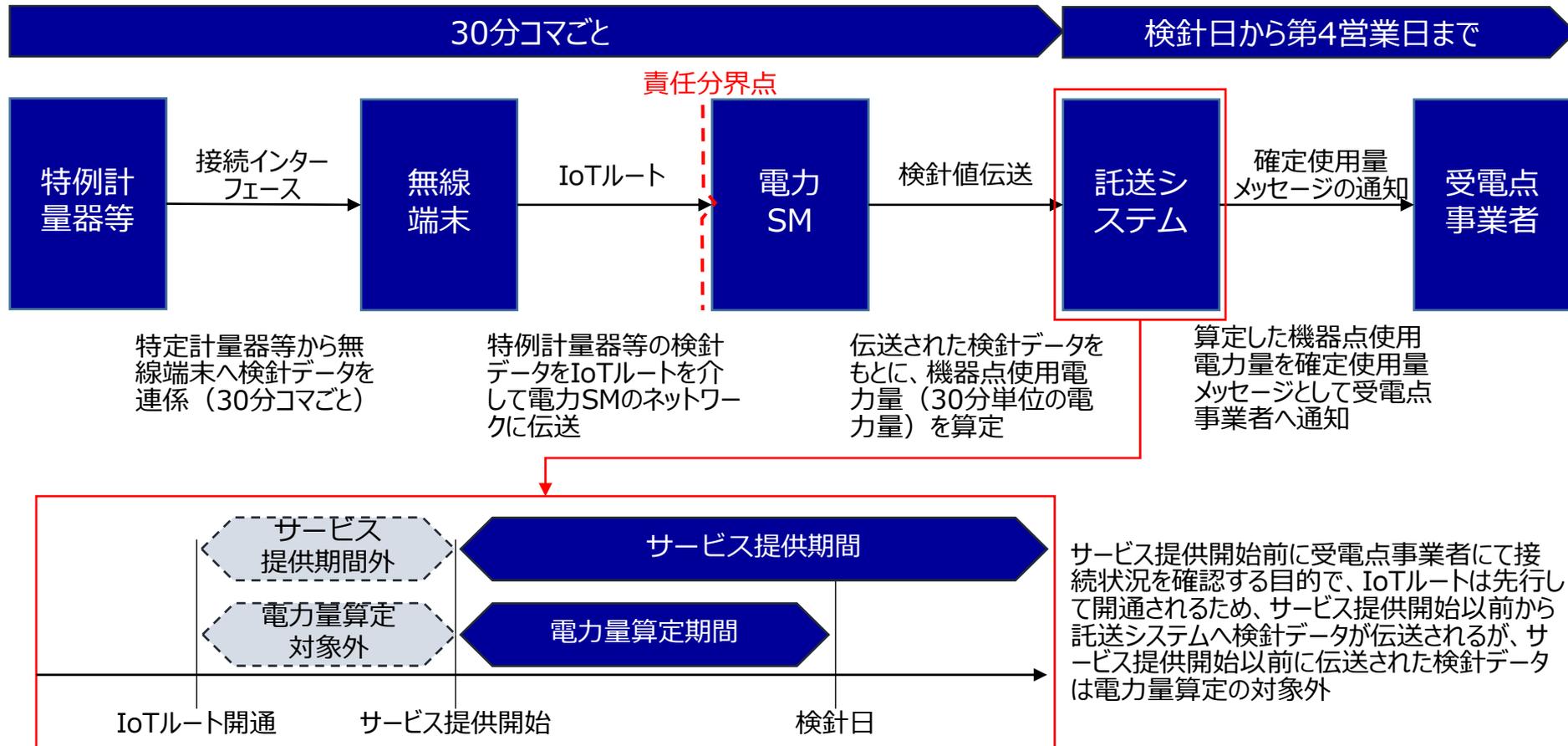
4-1-5.電力量データの提供(パターン1)

- パターン2とは異なり、確定使用量メッセージとして機器点電力量を受電点事業者へ通知いたしません。
- サービス提供開始前に当社が受信する検針データおよび月中でサービスの利用を終了する場合の電力量の算定期間に関する扱いはパターン2と同様です。



4-1-6.電力量データの提供(パターン2)

- 検針日から起算して原則第4営業日までに特定計量月間確定使用量メッセージの30分電力量全量 of データ要素にて機器点使用電力量を受電点事業者へ通知いたします。
- サービス提供開始前に当社が受信する検針データについては、機器点使用電力量の算定対象外といたします。
- なお、月中でサービスの利用を終了する場合は、原則機器点使用電力量の算定期間終了日の翌日に確定使用量メッセージとして機器点使用電力量を受電点事業者へ通知いたします。



5-1. 特定計量システムのご利用に際して

5-1-1.サービス利用に際しての留意点（パターン1）

▶ 欠測補完データの提出について

- パターン1のサービス利用にあたり、**機器点電力量に欠測が生じた場合**、調整力に供出された電力量の算定、ならびに当該受電点事業者等とのインバランス算定に影響があるため、受電点事業者から当社へ**欠測補完データを提出いただく必要**があります。
- なお、欠測補完に関する主な運用ルールについては「特定計量（IoTルート）運用ガイドライン【第1.0版】」にて整理がなされております。

出典：特定計量（IoTルート）運用ガイドライン【第1.0版】から抜粋のうえ一部加工

2-2 特定計量システムにおける主な運用ルール

■ 特定計量システムにおける主な運用のルールは以下のとおり

- ▶ 無線端末は、定期的に特例計量器等から検針データを収集・蓄積し、定期的に電力SMシステムに送信する。
 - ※ 無線端末のIoTルート経由の通信は、HESとの通信に限定し、その他のドメイン(他の無線端末-電力SM間のIoTルートも含む)との直接的な通信はすべて遮断すること。
- ▶ 無線端末は、電力SMシステムからの要求により、蓄積した検針データを電力SMシステムに送信する。
- ▶ 電力SMシステムで収集した特例計量器等の検針データは、託送業務システムに送信される。
 - ※ IoTルートの開通前（特例計量器等の取付時～初回30分値連携まで）及び、解約後（特例計量器等の最終30分値連携後～撤去時）の特例計量器等の電力量及び取付・撤去時の指示数は、検針データに含まず、提供データの対象外とする。
- ▶ 託送業務システムに送信された計量データ等は、電気事業者間のシステム連携の Protokol を活用して、小売電気事業者等に提供することとする。
- ▶ 需給調整市場における調整力の供出については、一送から調整力提供事業者に対して、需給調整市場システム等を用いて、リスト・パターン単位で月一回確定値（30分値）の調整力実績を提供することとする。
 - ※ 差分計量及び速報値（30分電力量、日毎30分電力量）の提供は行わない
- ▶ 機器点の計量値を活用したサービス提供を希望する場合には、一送から小売電気事業者に対して、公開サーバを用いて、月一回確定値（30分値）を提供することとする。
 - ※ 差分計量及び速報値（30分電力量、日毎30分電力量）の提供は行わない
- ▶ なお無線端末は、機器点事業者の所有するハンディターミナル等を活用した無線通信により検針データを取得（取り出し）できるものとする。

- ※ 無線端末の不具合等により検針データが欠測となった場合、使用用途に応じて以下の対応が必要となる。
 - ・需給調整市場における調整力の供出：受電点事業者から一送へメール等により補完データを提出する（ただし、一送の定める期日まで補完データが提出できなかった場合、一送は当該コマの均等配分補正を行い、均等配分補正が実施できないときは、当該コマの電力量は0kWhとみなす）
 - ・機器点計量を活用したサービス提供：受電点事業者による補完データの提出は不要とし、当該コマは欠測のまま一送から受電点事業者へ確定値を提供する

5-1-1.サービス利用に際しての留意点（パターン1）

- パターン1のサービス利用にあたり、**機器点電力量の欠測補完データを提供いただく際は、以下の点にご留意いただきますようお願いいたします。**

<機器点電力量に欠測が生じた場合のデータ提供時の主な留意事項>

- 当社から受電点事業者への欠測補完データの提出依頼は、原則、**毎月第5営業日目**までにいたします。
- **受電点事業者から当社へ提出いただく欠測補完データは指示数（8桁）とすること**
- **欠測補完データの対象期間は、原則対象月分（N月1日～末日）とすること**
- 機器点特定番号は機器点でL、Gで一つとなるため、**順潮流と逆潮流の指示数（8桁）についてそれぞれ分けて記載のうえ提供すること**
- **欠測補完データは当社が指定する日（毎月15日頃）までに提出すること（期限を超過した場合は均等配分補正を行ないます。また、均等配分補正ができない場合は当該コマを0 kWhとして取り扱います。）**

5-1-2.サービス利用に際しての留意点（パターン1および2）

➤ 需要者または発電者からの同意取得について

- パターン1およびパターン2を利用するにあたって、当社がサービスの実施に必要な需要者または発電者の情報を当社が受電点事業者または利用事業者に対し提供する場合があります。
- 受電点事業者はパターン1およびパターン2の利用を開始する申込みに際して、あらかじめ需要者または発電者から「関係規程類において必要となる需要者または発電者の情報を当社が受電点事業者等へ提供することおよび受電点事業者等から当社が提供を受けることに対して、需要者および発電者に承諾を得ていること」の承諾をえていただいたうえで申込みをしていただきます。また、当社が求めるときは、需要者または発電者が同意したことを確認できる契約書等における規定の写しを提出していただきます。
- また、本サービスを利用する供給地点の需要者または発電者が変更される場合、本サービスを利用する供給地点の需要者または発電者が変更された後も継続して本サービスの利用を希望する場合、需要者または発電者の変更前に上記の承諾を新たな需要者または発電者から取得いただく必要がございます。

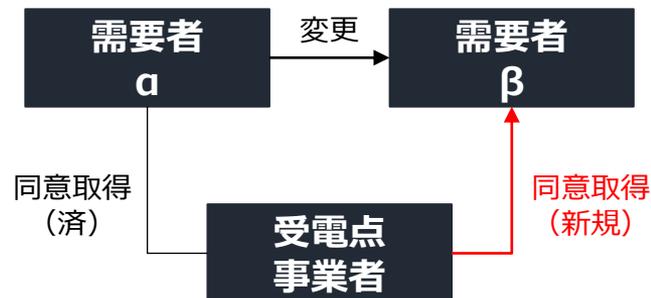
➤ 需要者変更時の対応イメージ

需要者変更日

需要者α

需要者β

パターン1または2



6-1. 定義

6-1-1.用語の定義

用語	用語の説明
電力SM	計量機能に加え、通信機能を備えた電力量計（スマートメーター）
電力SMシステム	電力SM、SM通信NW、HES、MDMSにより構成されるスマートメーターシステムの総称
HES	ヘッドエンドシステム（Head End System）
MDMS	メーターデータ管理システム（Meter Data Management System）
託送業務システム	託送料金の計算や小売電気事業者等への電力量提供用システム
特例計量器等	利用事業者が特定計量を行なうために設置する計量器
無線端末	SM通信NWに接続するために、特例計量器等と接続される無線装置（特例計量器等に内蔵される場合は、その無線機能をいう）
公開サーバ	一送が特例計量器等の計量データを小売電気事業者等に公開するためのサーバ装置
特定計量システム	特例計量器等、無線端末、電力SMシステム、公開サーバにより構成されるシステム全体の総称
機器点計量器等	当社が設置する計量器へ情報を発信するために必要となる特例計量器等、無線端末および付属機器等で、電気事業法、計量法、特定計量（IoTルート）運用ガイドライン、特定計量制度に係るガイドライン、外部接続基準・ガイドラインおよびその他適用法令等（以下「IoTルートガイドライン等」という。）を遵守したもの
IoTルート	機器点計量器等から当社が設置する計量器へ情報を伝送する通信ルートで、IoTルートガイドライン等にもとづくもの
特例計量器ID	特例計量器等を特定するためのIDで、IoTルートガイドライン等にもとづくもの
無線端末ID・認証ID	無線端末を特定するためのIDで、変更不可なものであり、IoTルートガイドライン等にもとづくもの。
ペアリングID（Pairing ID）	IoTルートによる接続を行なうために当社が設定するIDで、IoTルートガイドライン等にもとづくもの
認証パスワード	IoTルートによる接続を行なうために無線端末に設定するパスワードで、IoTルートガイドライン等にもとづくもの。なお、必要に応じて変更できるもの
検針データ	特例計量器等で計量され、IoTルートを介して当社へ伝送される積算電力量

6-1-1.用語の定義

用語	用語の説明
受電点	電力SMが設置されている計量点
機器点	受電点より負荷側に位置し、特例計量器等が設置されている計量点
受電点事業者	特例計量器等が設置されている需要場所の接続供給契約を行なっている小売電気事業者（受電点事業者と利用事業者が同一のケースも存在する）
利用事業者（機器点事業者）	特例計量器等の情報伝送にIoTルート経由で電力SMシステムを利用する事業者。（サービス提供事業者、アグリゲーター等）
需要者	託送供給等約款に定める需要者
発電者	託送供給等約款に定める発電者
契約者	託送供給等約款に定める契約者
機器点特定番号	機器点ごとに当社が発行する識別番号
需要場所	託送供給等約款に定める需要場所
供給地点	託送供給等約款に定める供給地点
受電地点	託送供給等約款に定める受電地点
接続供給契約	託送供給等約款に定める接続供給契約
発電量調整供給契約	託送供給等約款に定める発電量調整供給契約
予備送電サービス	託送供給等約款に定める予備送電サービス
機器点電力量	機器点で計量した検針データを用いて算定した電力量
機器点使用電力量	供給側の機器点電力量

機器点電力量提供に係る利用規約

令和8年4月1日実施

四国電力送配電株式会社

機器点電力量提供に係る利用規約

目 次

I 総 則

1 適 用	1
2 利用規約の変更	1
3 定 義	1
4 単位および端数処理	4
5 そ の 他	4

II 利用の申込み

6 利用要件	5
7 利用申込み	5
8 サービスの成立および提供期間	6
9 承諾の限界	6
10 サービス利用開始の準備	6
11 サービスの利用開始	7
12 サービスの単位	7

III サービス内容

13 サービス内容	8
14 検 針 日	8
15 電力量の算定期間	8
16 計量および電力量の算定	8

IV サービスの利用

17	サービスの利用に必要な通信機器の準備等	10
18	需要場所の立入りによる業務の実施	10
19	免 責	10
20	サービスの利用および機器点使用電力量の取扱い	10
21	禁 止 事 項	11
22	サービスの停止	11
23	損 害 賠 償	11
24	登録情報変更申込み	12

V サービスの終了

25	サービスの終了	13
26	サービスの解約	13

VI 費用の負担

27	費用の支払い方法	15
28	費用の申受けおよび精算	15

VII 利用者等の協力

29	利用者，需要者およびサービス提供事業者の協力等	16
----	-------------------------	----

VIII そ の 他

30	個人情報 の 取 扱 い	17
31	準 拠 法 等	17

32 合意管轄	17
附 則	18

I 総 則

1 適 用

機器点電力量提供に係る利用規約（以下「本規約」といいます。）は、四国電力送配電株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する機器点電力量提供サービス（以下「本サービス」といいます。）を利用する場合に適用いたします。

なお、本サービスは、本サービスに対応した機器点計量器等から当社が設置する計量器へ情報を伝送する通信ルートを通じて発信された情報をもとに算定した電力量を提供することをいい、本サービスの利用に関する定めは、本規約によります。

- (1) 本規約は、当社の供給区域である次の地域に適用いたします。
徳島県、高知県、香川県（一部を除きます。）、愛媛県（一部を除きます。)
- (2) 本サービスは、当社と接続供給契約を締結する契約者が利用することができます。
- (3) 本サービスの利用者は、本サービスの利用に関して、本規約を遵守するものといたします。

2 利用規約の変更

当社は、民法第548条の4の規定にもとづき、本規約を変更することがあります。この場合には、本サービスの利用条件等については、変更後の機器点電力量提供に係る利用規約によります。

3 定 義

次の言葉は、本規約においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

なお、本項に定めのない用語については、当社の託送供給等約款、経済産業省の定める特定計量（I o Tルート）運用ガイドラインおよび特定計量制度に係るガイドライン（いずれも本規約の制定日または最後の改定日時点における最新のものといたします。）に準じます。

- (1) 供給地点
託送供給等約款に定める供給地点をいいます。
- (2) 需要場所
託送供給等約款に定める需要場所をいいます。
- (3) 機器点
特例計量器等が設置される地点をいいます。
- (4) 機器点低圧
機器点における電圧が600ボルト(直流の場合, 750ボルトといたします。)以下のものをいいます。
- (5) 機器点高圧
機器点における電圧が600ボルト(直流の場合, 750ボルトといたします。)を超えるものをいいます。
- (6) 機器点計量器等
当社が設置する計量器へ情報を発信するために必要となる特例計量器等, 無線端末および付属機器等で, 電気事業法, 計量法, 特定計量(I o Tルート)運用ガイドライン, 特定計量制度に係るガイドライン, 特定計量システム外部接続基準・ガイドラインおよびその他適用法令等(以下「I o Tルートガイドライン等」といいます。)を遵守したものをいいます。
- (7) 機器点使用電力量
機器点において特例計量器等により計量された電気の順潮流の電力量をいいます。
- (8) 需要者
託送供給等約款に定める需要者をいいます。
- (9) 契約者
託送供給等約款に定める契約者をいいます。
- (10) 利用者
契約者のうち, 本規約にもとづき当社に申込みを行ない, 当社が承諾することにより本サービスを利用する者をいいます。
- (11) サービス提供事業者
当社が利用者へ提供した機器点使用電力量を用いた取引を需要者と実施

する者をいいます。

なお、サービス提供事業者と利用者は同一の場合もあります。

(12) 機器点特定番号

機器点ごとに当社が発行する識別番号をいいます。

(13) I o Tルート

機器点計量器等から当社が設置する計量器へ情報を伝送する通信ルートで、I o Tルートガイドライン等にもとづくものをいいます。

(14) 特例計量器 I D

特例計量器等を特定するための I Dで、I o Tルートガイドライン等にもとづくものをいいます。

なお、変更はできないものといたします。

(15) 無線端末 I D・認証 I D

無線端末を特定するための I Dで、I o Tルートガイドライン等にもとづくものをいいます。

なお、変更はできないものといたします。

(16) ペ어링 I D (P a i r i n g I D)

I o Tルートによる接続を行なうために当社が設定する I Dで、I o Tルートガイドライン等にもとづくものをいいます。

(17) 認証パスワード

I o Tルートによる接続を行なうために無線端末に設定するパスワードで、I o Tルートガイドライン等にもとづくものをいいます。

なお、必要に応じて変更できるものといたします。

(18) 接続供給契約

託送供給等約款に定める接続供給契約をいいます。

(19) 検針データ

特例計量器等で計量され、I o Tルートを介して当社へ伝送される積算電力量をいいます。

(20) 通信不達

通信環境またはその他の要因により、機器点計量器等から当社が設置する計量器へ検針データが伝送されていないことまたは当社が受信できていな

いことをいいます。

(21) 機器点の需給調整市場における調整力活用

I o Tルートガイドライン等および需給調整市場に係る取引規程等に定める、機器点において特例計量器等により計量された電気を、需給調整市場において調整力として活用することをいいます。

(22) 特定計量システム

特定計量制度にもとづく計量器の計量値の収集・提供を行なうものをいいます。

4 単位および端数処理

本規約において、30分ごとの機器点使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、機器点低圧の場合、供給地点の供給電圧にかかわらず、30分ごとの機器点使用電力量の単位は、小数点以下第2位までとし、その端数は切り捨てます。

5 その他

本規約に記載のない事項については、利用者と当社との協議によって定めま

す。

II 利用の申込み

6 利用要件

利用者が本サービスの利用を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。

- (1) 利用者が当社と接続供給契約を締結する契約者であること。また、本サービスを利用する供給地点に対して利用者が電気の供給を行なっていること。
- (2) 機器点計量器等が設置され、本サービスを利用するにあたって必要な経済産業大臣への届出等の手続きが完了していること。
- (3) 本サービスを利用する供給地点において、設置される機器点計量器等が4台以内であること。(機器点の需給調整市場における調整力活用に用いる機器点計量器等も含まれます。)
- (4) 利用者がI o Tルートガイドライン等を遵守することならびに契約者、需要者およびサービス提供事業者これらを遵守させるために必要な措置を講じていること。
- (5) 当社が本サービスの利用に必要な機器点使用電力量等の情報を利用者に対して提供することおよび利用者から受領することについて需要者が承諾していること。

7 利用申込み

- (1) 利用者が新たに本サービスの利用を希望される場合は、あらかじめ本規約に同意のうえ、当社所定の様式により、利用者から申込みをしていただきます。

なお、申込みは、機器点単位で行なっていただきます。

- (2) 分割接続供給等により、1引込みを通じて、複数の契約者から供給を受ける供給地点においては、1機器点に対し1利用者のみ申し込むことができるものといたします。

なお、原則として、需要追従供給者から申込みをしていただきます。また、本サービスの利用を希望する機器点について、既に機器点の需給調整市場における調整力活用を行なう場合においても、原則として、需要追従供給

者から申込みをしていただきます。

- (3) 利用者が、(1)または(2)の申込みを行ない、本サービスの利用が開始される前に申込みの取下げを希望する場合は、当社へすみやかに連絡いただくものといたします。

8 サービスの成立および提供期間

- (1) 本サービスは、利用申込みを当社が承諾したときに、成立いたします。ただし、当社は、6（利用要件）を満たしている場合であっても、当社の都合または当社の判断により、相当期間本サービスの利用開始をお待ちいただく場合があります。この場合は、その理由を利用者にお知らせいたします。
- (2) サービスの有効期間は、利用申込みを当社が承諾した日から、承諾日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。

なお、有効期間満了に先だって本サービスの終了、解約または変更がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

9 承諾の限界

当社は、次のいずれかの事由に該当し、やむをえない場合には、利用申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

- (1) 本サービスの利用を希望する供給地点において、通信環境の理由等で当社が設置する計量器の通信ネットワークへ接続することができない場合
- (2) I o Tルートへ接続するために必要な当社機器が取替できない場合
- (3) 本サービスの申込みを行なう利用者、需要者またはサービス提供事業者が本規約を遵守することに同意いただけない場合
- (4) その他当社が必要と判断した場合

10 サービス利用開始の準備

当社は、利用申込みの受付以降、本サービスの提供に必要な計量器等の取替工事または計量器の設定等必要な措置を講ずるとともに、利用者に対し、機器

点特定番号およびペアリングIDを通知いたします。

なお、本サービスの利用申込みにともない、必要な計量器等の取替工事をする場合は、原則として、当社は、実費相当額を利用者から申し受けます。

11 サービスの利用開始

- (1) 当社は、利用申込みを承諾したときには、利用者と協議のうえ本サービスの開始日（機器点使用電力量の算定開始日をいいます。）を定め、本サービスの開始準備その他必要な手続きを経たのち、本サービスを開始いたします。
- (2) 当社および利用者は、やむをえない理由によって、あらかじめ定めた日に本サービスを開始できないことが明らかになった場合には、その理由を相手方に通知し、あらためて協議のうえ、本サービスの開始日を定めることといたします。

12 サービスの単位

本サービスの単位は、機器点単位といたします。

Ⅲ サービス内容

13 サービス内容

当社は、機器点計量器等の検針データを、当社が設置する計量器の通信ネットワークを介して取得し、機器点使用電力量を利用者に提供いたします。

14 検針日

機器点における検針日と供給地点における検針日は、原則として同一の日といたします。

15 電力量の算定期間

本サービスにおける機器点使用電力量の算定期間は、供給地点における送電サービス料金の算定期間と同一といたします。ただし、利用者が機器点を新たに設定し、または機器点を消滅させる場合の機器点使用電力量の算定期間は、その機器点における本サービスの開始日から直後の検針日もしくは計量日の前日までの期間または直前の検針日もしくは計量日から25（サービスの終了）もしくは26（サービスの解約）に定める算定終了日までの期間といたします。

16 計量および電力量の算定

- (1) 当社は、機器点ごとに設置された機器点計量器等により30分単位で計量され、当社へI o Tルートを介して伝送された検針データを機器点使用電力量の算定に用いるものといたします。

なお、機器点計量器等による計量の時刻は託送供給等約款に定める受電地点または供給地点に当社が設置した計量器と同一といたします。

- (2) 機器点ごとの計量の結果は、各月ごとにすみやかに利用者にお知らせいたします。
- (3) 機器点使用電力量は、機器点ごとに、30分ごとに、I o Tルートを介して当社へ伝送される機器点計量器等が計量した検針データを用いて算定した電力量といたします。ただし、伝送された検針データが欠測していた場合、当該欠測にともない電力量を算定できない時刻の電力量は欠測として取り

扱います。

(4) 機器点使用電力量は、原則として以下の算式により算定いたします。

イ 機器点低圧

(イ) 計量日の0時30分以降

$(\text{当該30分積数} - \text{前回30分積数}) \times \text{計器乗率} = \text{当該30分の機器点使用電力量}$

(ロ) 計量日の0時00分から0時30分まで

$(0\text{時30分積数} - \text{前月末積数}) \times \text{計器乗率} = \text{当該30分の機器点使用電力量}$

ロ 機器点高圧

(イ) 計量日の0時30分以降

$(\text{当該30分積数} - \text{前月末積数}) \times \text{計器乗率} = a$ (小数点以下四捨五入)

$(\text{前回30分積数} - \text{前月末積数}) \times \text{計器乗率} = b$ (小数点以下四捨五入)

$a - b = \text{当該30分の機器点使用電力量}$

(ロ) 計量日の0時00分から0時30分まで

$(0\text{時30分積数} - \text{前月末積数}) \times \text{計器乗率} = \text{当該30分の機器点使用電力量 (小数点以下四捨五入)}$

IV サービスの利用

17 サービスの利用に必要な通信機器の準備等

- (1) 利用者は、本サービスを利用するために必要な機器点計量器等を利用者の責任において準備し、管理するものといたします。
- (2) 本サービスの利用にあたり必要となる機器点計量器等に係る設定および当社が設置する計量器への接続確認は、IoTルートガイドライン等にもとづき利用者の責任において実施するものといたします。
- (3) 利用者の希望または通信不達等の理由により、本サービスを利用するために必要な機器点計量器等に買い替え等が発生した場合は、利用者の責任において対応するものといたします。

18 需要場所の立入りによる業務の実施

当社は、本サービスの利用に必要な計量器等の施工、設定、改修または調査を実施するため、需要者の承諾をえて需要者の土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、需要者のお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

19 免 責

当社は、本サービスの利用にともない、需要者、契約者、利用者、サービス提供事業者および第三者に生じたいかなる損失または損害についても賠償の責任を負いません。

20 サービスの利用および機器点使用電力量の取扱い

- (1) 利用者は、本サービスによりえた機器点使用電力量を自己の責任で適切に管理するものといたします。また、利用者は、本サービスによりえた機器点使用電力量を自由に利用することができるものといたします。
- (2) 利用者は、本サービスによりえた機器点使用電力量を契約者、需要者およびサービス提供事業者を含む第三者（以下本号について同じ意味で用いま

す。)へ提供する場合は、自己の責任において行なうものいたします。また、これにより、利用者と第三者の間で紛争が生じた場合は、利用者の責任と負担において解決するものとし、当社に何ら迷惑または損害を与えないものいたします。

- (3) 利用者は、本サービスによりえた機器点使用電力量に異議申し立てしないものいたします。

21 禁止事項

利用者は、本サービスの利用にあたり、次の行為を行ってはならないものいたします。

- (1) 当社の通信設備、電気設備および特定計量システムの利用または運用に支障をきたす行為
- (2) ペアリングID等の本サービスの利用に必要な情報を、合理的な理由なく第三者へ漏えいする行為
- (3) 本サービスを利用する意思がないにもかかわらず利用申込を行なう行為
- (4) その他法令もしくは公序良俗に反する行為
- (5) その他当社が不適切として判断した行為

22 サービスの停止

当社は、次の場合、利用者に通知することなく、本サービスを停止することができるものいたします。

- (1) 本サービスに係る特定計量システム等の保守点検または更新を行なう場合
- (2) 本サービスに係る特定計量システム等が故障により停止した場合
- (3) 天災、事変、その他非常事態が発生し、または発生するおそれがあり本サービスの提供が困難となった場合
- (4) その他、当社が本サービスの提供が困難と判断した場合

23 損害賠償

- (1) 利用者、需要者またはサービス提供事業者が故意または過失によって、需

要場所内の当社の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失した場合は，託送供給等約款にもとづき，利用者に賠償していただきます。

- (2) 利用者，需要者またはサービス提供事業者が故意または過失によって，当社の特定計量システム等に損害を与えた場合は，利用者に賠償していただきます。

24 登録情報変更申込み

本サービスを利用する供給地点において利用者と締結している接続供給契約に変更がなく，本サービスの内容に変更が生じる場合，当社所定の様式により，利用者からあらかじめ申し出ていただきます。

なお，申し出は，機器点単位で行なっていただきます。

V サービスの終了

25 サービスの終了

- (1) 利用者が本サービスを終了しようとする場合または機器点計量器等を取り替えされる場合は、利用者はあらかじめ機器点使用電力量の算定終了日を定めて、当社所定の様式により申込みをしていただきます。当社は、利用者からの申込みにもとづき本サービスの終了に関する適切な措置を講じます。この場合、本サービスは当該算定終了日までの機器点使用電力量を利用者にお知らせした日に終了するものといたします。
- (2) 本サービスを利用する供給地点において、利用者と締結している接続供給契約が、需要者による小売電気事業者の変更を希望されたことによって変更もしくは廃止、消滅または解約されたときは、利用者から(1)の申込みがなされない場合であっても、当社は、本サービスの終了に関する適切な措置を講じます。この場合、本サービスは、当社が本サービスの終了に関する適切な措置を実施した日までの機器点使用電力量を利用者にお知らせした日に終了するものといたします。
- (3) 利用者は、機器点使用電力量の算定終了日以降、機器点計量器等を当社が設置する計量器に対してI o Tルートで接続を行わないために、必要な措置を講じていただくものといたします。

26 サービスの解約

利用者が次のいずれかに該当する場合、利用者から25(サービスの終了)(1)の申込みをいただくことなく、当社は本サービスを解約することがあります。この場合、本サービスは、当社が本サービスの解約に関する適切な措置を実施した日までの機器点使用電力量を利用者にお知らせした日に解約するものといたします。

なお、サービス解約時は、その旨を利用者にお知らせいたします。

- (1) 6(利用要件)を満たさないことが明らかとなった場合
- (2) 21(禁止事項)に該当する場合
- (3) I o Tルートガイドライン等に違反するおそれがある場合

(4) その他本規約に違反した場合

VI 費用の負担

27 費用の支払い方法

(1) 10（サービス利用開始の準備）の費用は、そのつど、当社が指定した金融機関を通じて当社銀行口座への振込み等により利用者から支払っていただきます。

なお、支払いにともなう振込手数料等の費用は、利用者の負担といたします。

(2) (1)の当社が指定した金融機関を通じた当社銀行口座への振込みにより支払われる場合は、料金がその金融機関に払い込まれたときに当社に支払いがなされたものといたします。

28 費用の申受けおよび精算

(1) 当社は、10（サービス利用開始の準備）の費用を、原則として、計量器等の取替工事着手前に申し受けます。

(2) 当社は、計量器等の取替工事着手前に申し受けた10（サービス利用開始の準備）の費用と実際の費用に著しい差異が生じた場合、費用を精算することがあります。この場合には、工事完成後すみやかに精算するものといたします。

(3) 当社が本サービスの提供に必要な計量器等の取替工事を実施した後、利用者の都合によって本サービスの開始に至らないで申込みが取下げられた場合は、当社は、原則として要した費用を利用者から申し受けます。

また、実際に設備の工事を行なわなかった場合においても、資材調達等に費用を要したときは、原則としてその費用を利用者から申し受けます。

Ⅶ 利用者等の協力

29 利用者，需要者およびサービス提供事業者の協力等

- (1) 利用者は，本サービスを利用するために必要な機器点計量器等に故障や設定の誤りがないことを確認するものとし，本サービスを利用することができない場合には，その旨を当社に通知していただきます。この場合には，当社は，調査をいたします。
- (2) 当社が設置する計量器または当社ネットワーク等の不良（9（承諾の限界）（1）に定める通信環境の理由等によるものは除きます。）により，本サービスが利用できないことを確認した場合，当社は，すみやかに適切な措置を講じます。
- (3) (2)により適切な措置を行なった場合においても，通信不達が解消されない場合があります。
- (4) 10（サービス利用開始の準備）において，当社が計量器の取替工事等必要な措置を講じる場合，利用者は，当社の措置を円滑に進めるため需要者に協力させるものといたします。
- (5) その他，当社が本サービスを提供するために必要と判断する事項について，利用者は自ら協力するとともに，需要者およびサービス提供事業者に協力させるものといたします。

Ⅷ そ の 他

30 個人情報の取扱い

- (1) 当社は、本サービスを円滑に提供する目的で、需要者の個人情報を利用者から取得いたします。取得した個人情報は、取得目的の範囲内で利用いたします。
- (2) 利用者は、本サービスを利用する供給地点の需要者が変更され、変更後も継続して本サービスの利用を希望する場合、当該変更の効力が生ずる前に、6（利用要件）(5)に定める承諾を新たな需要者から取得するものといたします。

31 準拠法等

本規約の解釈に関しては、日本法が適用されるものといたします。

32 合意管轄

利用者と当社の間で本サービスまたは本規約に関連して紛争が生じた場合には、高松地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

附 則

1 規約の実施期日

本規約は、2026年4月1日から実施いたします。